

第9回 地方税制のあり方に関する検討会
議事次第

〔 令和7年9月22日（月）
13時30分～15時30分
合同庁舎2号館7階 省議室 〕

1 開会

2 議事

(1) ヒアリング等を踏まえた議論

3 閉会

配布資料

- (資料1) 第7回・第8回ヒアリング及び地方団体アンケート調査の結果概要
- (資料2) 資料1に対する東京都からの追加意見
- (資料3) ヒアリング等を踏まえた「原因・課題」に関する説明資料等
- (資料4) ご質問があった事項への回答

資 料

(第7回・第8回ヒアリング及び
地方団体アンケート調査の結果概要)

第7回検討会（8月21日）

○ 地方関係団体からのヒアリング

- | | |
|---------|------------------------|
| 全国知事会 | 河野 宮崎県知事(地方税財政常任委員長) |
| 全国市長会 | 中野 一宮市長(都市税制調査委員会副委員長) |
| 全国町村会 | 井上 埼玉県毛呂山町長(財政委員長) |
| 指定都市市長会 | 神谷 千葉市長(総務・財政部会長) |

○ 経済産業界団体からのヒアリング

- 日本経済団体連合会
- 情報サービス産業協会

第8回検討会（9月9日）

○ 地方団体(個別団体)からのヒアリング

- | | |
|-----|--------|
| 東京都 | 中村 副知事 |
| 福岡県 | 服部 知事 |
| 埼玉県 | 堀光 副知事 |
| 秋田県 | 神部 副知事 |

第7回検討会 地方関係団体ヒアリング結果①

○ヒアリング対象：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会

○ヒアリング概要

全国知事会(宮崎県:河野知事)

- ・ 拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について、原因・課題の分析を進めるとともに、現在の社会経済情勢に対応した地方法人課税のあり方も含め、分析・検討をお願いしたい。
- ・ 東京都が行っているような行政サービスを打ち出して、選挙で選ばれるというような、いわばポピュリズムを助長しかねない傾向を、財政力の格差、税財源の格差がもたらしているのではないか、という指摘もある。
- ・ 全国知事会議では、あまりにも税源の偏在性が大きくなり過ぎているのではないかと、是正をすべきタイミングではないかという声が強く出された。また、経済活動の変化、電子商取引の拡大、フランチャイズ制の拡大などを背景として、東京に財源も集中する状況になっているのではないかと、との指摘があった。
- ・ 税収の偏在を許容した中で税収全体のパイが拡大すると、団体間の税収格差もそのまま拡大してしまう。

全国市長会(愛知県一宮市:中野市長)

- ・ 地方において人口流出に歯止めがかかっていない。東京一極集中の是正は重要な課題。
一方、この課題を地方と東京の対立軸と捉えるのではなく、それぞれの強みを生かして特性に応じて発展していくことが重要。
- ・ 行政サービスの地域格差が過度に生じないよう、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置づけるなど、税源の偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するよう求めている。

全国町村会(埼玉県毛呂山町:井上町長)

- ・ 偏在性の小さい安定的な地方税体系を構築するため、近年の社会経済情勢の変化により一部の都市に過度に税収が集中する実態について、しっかりと検証する必要がある。
- ・ 一方で、税収の偏在是正を進めてもなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度でしっかりと対応することが必要だと考えている。

第7回検討会 地方関係団体ヒアリング結果②

指定都市市長会(千葉市:神谷市長)

- ・ 東京都が実施している保育料の所得制限なし全員無償化等を千葉市でやると、追加で216億円必要。市税収入の約1割に匹敵する規模であり、こうした内容を実施することはできない。福祉や教育といった本来住んでいる場所によって大きな差がつくべきでない分野でサービス格差が生じていることは問題と言わざるを得ない。
- ・ 今後も他を圧倒するような独自施策を次々に講じられると、東京都と他団体との格差は広がるばかりか、制度的な歪みとそれに伴う住民間の不公平感の拡大なども懸念され、都以外の自治体の経営努力だけではどうすることもできない状況になっている。
- ・ 人口と大企業の東京への偏在が、そのまま地方税収の偏在につながっていると考えられる。法人住民税について格差が大きく、地方交付税による財源調整後においても、依然として格差がある。
- ・ 法人住民税については、平成26年度の地方法人税の創設に伴い税率が引き下げられた影響が東京都より指定都市の方が大きいと考えられ、これにより格差が拡大している。法人関係税の格差は課題であるが、これ以上格差を助長させるような制度改正には慎重であるべきと考える。
- ・ 基準財政需要額を上回る人口1人当たりの一般財源等の額は、都区の計が38.2万円、首都圏3県・指定都市の計が19.3万円で、約2倍の格差。その分、独自施策の充実のための財源があるということではないか。
- ・ 交付税総額は国の予算の動向に左右されるところがあるので、地方税の世界で東京一極集中の是正について検討すべきではないか。
- ・ 令和2年度に地方交付税の配分を通じた偏在是正措置が行われ、一定の成果はあったと思うが、さらに社会状況が変化し、行政サービス、それも基礎的なサービスの財源となる部分について看過できない差、行革努力だけでは埋め切ることのできない差が生じていると考えられる。新たな、今必要とされる偏在是正の取組をぜひ進めてもらいたい。

第7回検討会 経済産業界団体ヒアリング結果①

○ヒアリング対象：一般社団法人 日本経済団体連合会

最近の経済活動の実態等について幅広い観点から意見を聴取するためヒアリングを実施

○ヒアリング概要

企業の東京一極集中の状況

（企業本社が東京に集中している要因）

- ・ ヒト・モノ・カネ・情報といった経営リソースが集まっていることによる集積のメリットが働いている
- ・ 本社機能の立地は、有能なタレント、人材がいるかどうかが一番重要な要素となる
- ・ わが国では規制や税制による地域差が小さく、地方に移転するメリットが小さい

（東京に集中している企業・産業の特徴）

- ・ 情報通信、経営コンサルなどの本社支援サービス業が東京に集積し、これらのサービスの提供を受ける企業の本社も東京に集中する循環の動きがある
- ・ 近年、本社支援サービスの提供を受ける経営企画部門やデジタル担当部門などの本社機能の強化が進み、従業員数も増加している
- ・ 経済安全保障や地政学的なリスク、サイバーリスクへの対応として、高度な知見を有する外部専門家を活用する場合には、そのような人材が集まる東京に一層集中する

フランチャイズ事業の伸張、持株会社体制への移行

- ・ 業務のデジタル化、DX、あるいは支店の統廃合といった業務の効率化は、大きな企業において取り組みやすい
- ・ 企業行動の最適化、いかに経営資源を効率的に配分していくかという観点で、避けられない流れ

企業の東京一極集中に関する今後の見通し

- ・ 構造的な問題であり、一過性のものではないと受け止めている
- ・ 東京に所在する企業が地方に移転することは、経営リソースの効率化の観点からは非常に難しい

（注）日本経済団体連合会として集約された見解だけでなく、個別企業とのヒアリングや意見交換等を通じて得た意見の紹介も含んでいる。

第7回検討会 経済産業界団体ヒアリング結果②

○ヒアリング対象：一般社団法人 情報サービス産業協会

情報通信業に係る県内総生産の東京都シェアが極めて高い(47.5%)ことからヒアリングを実施

○ヒアリング概要

情報サービス産業が東京に集中している要因

(企業経営の観点)

- ・ 発注者が東京に集中していること、主に大企業の本社機能、特に情報システム部門が東京にある
- ・ 業種によっては、情報セキュリティの観点から顧客企業内においてシステム開発や運用を行っていることも多く、密接なコミュニケーションが必要
- ・ 高付加価値案件を受注できる大手事業者が東京に集中するため、東京を中心に案件や人材が動いている
- ・ 主要プロジェクトが東京で行われ、その意思決定において密接なコミュニケーションを要することから、リモートの限界を感じている

(IT人材確保の観点)

- ・ 高度教育機関、特にITに関する教育や研究を行う機関が東京に集中している
- ・ 東京では新しい技術やトレンドを学び、実践する機会に圧倒的に恵まれている

東京一極集中に関する今後の見通し

- ・ AIの進展により、労働集約型であった産業構造が変わり得る可能性はあるが、AIのような極めて高度な技術を扱う者が日本各地に賦存するかは疑問
- ・ 多重下請構造も徐々に変わってきており、垂直統合から水平分業にという動きが出ているが、東京一極集中に変化を与える具体的な見通しやデータが現れているわけではない
- ・ 情報から何を生み出すかということに付加価値の源泉が移行しつつある中で、今後はベンダー企業ではなく、情報そのものを有するユーザー企業に人材が集まる可能性
- ・ 今後、マーケットを国外に求め、人材もグローバルに採用する場合には、東京というブランド価値が一層高まる

(注) 情報サービス産業協会として集約された見解だけでなく、個別企業とのヒアリングや意見交換等を通じて得た意見の紹介も含んでいる。

第8回検討会 地方団体ヒアリング結果①

	東京都の見解	福岡県・埼玉県・秋田県の見解
東京一極集中	<p>東京への集積を問題視して、人口減少や地域経済の低下に結びつけるいわゆる「東京一極集中論」は、そもそもその前提となる事実に誤りがある。</p> <p>人口は東京だけに集まっているわけではなく、各地域の中核となる大都市に集積し、学生や若者も各地域の大都市に集中しているのが実態である。</p>	<p>税財源の偏在に起因する高い財政力を背景とした独自の人材確保施策によって、保育人材の東京都へ流出するなど、医療・保育・介護の分野において、それぞれの地域が育てている人材が、東京都に吸収されていく状況。(埼玉県)</p>
	<p>出生率の低い東京への人口集中が国全体の人口減少に繋がるとの議論もあるが、東京の婚姻数や婚姻率は東京が全国1位、有配偶出生率も全国平均を上回っていることが事実である。</p>	<p>若年層の女性の県外流出が男性よりも高い状況が長い間続いてきており、その結果として、県内男性の未婚率が最近上がってきている。(秋田県)</p>
	<p>企業も東京にのみ一極集中しているとの主張もあるが、特にコロナ禍以降、東京から本社機能の転出が続いている。</p>	<p>誘致本社移転企業の大多数は中小企業で、資本金が1千万円に満たない企業の割合が8割を超えており、税収に与える影響は限定的である。(福岡県)</p>
行政サービスの地域間格差	<p>行政サービスについて、地域が抱える課題や状況を踏まえ、それぞれの自治体が必要な施策を展開していくことが、地方自治の基本であり、各自治体は何を優先しているかの問題で、地域間格差が生じているとする根拠や定義が不明確である。東京都と同様の施策を展開する自治体の例も全国に存在している。</p>	<p>東京都並みの行政サービスを自県で実施する場合、多額の追加財源が必要であり、財政上困難。(福岡県、埼玉県、秋田県)</p>
	<p>東京都は、事業の徹底した見直しを実施し、直近9年間では、合計9,400億円の財源をねん出し、都として切迫性の高い課題などに対して、対策を講じてきた。</p>	<p>東京都は9年間で9千億円超という行財政改革を実施しているが、これだけの改革が可能ということは、見直し可能な経費が多いことを示している。(福岡県)</p> <p>県民1万人当たりの一般行政部門の県職員数は、11.9人と全国で一番少なく、効率的な行政運営に取り組んでいる。(埼玉県)</p>

第8回検討会 地方団体ヒアリング結果②

	東京都の見解	福岡県・埼玉県・秋田県の見解
地方団体間の 税収の偏在 や財政力格差	<p>これまでのいわゆる「偏在是正措置」は、地方の自主財源を縮小させることにほかならず、地方分権に逆行するものである。</p> <p>また、地方部に配分された財源が、日本全体の成長につながったという客観的なデータは示されていない。</p> <p>累次にわたる不合理な見直しは、首都東京の成長に向けた投資を抑制し、ひいては日本経済の成長の機会を摘み取るもの。</p>	<p>地方法人課税の偏在是正は、その税収を県内総生産の分布と概ね合致させるよう導入されたが、直近でもまだ乖離がある状況。(福岡県)</p> <p>前回の偏在是正措置により、税収増額の恩恵を受けて県独自の新たな施策が実現可能となっている。(福岡県、埼玉県)</p> <p>偏在是正措置により税収は伸びているものの、格差の拡大スピードは上がっている。(秋田県)</p>
	<p>税収については、地方交付税等を加えた人口一人当たりの一般財源額で比較した場合、東京都は全国平均と同水準であり、是正すべき「偏在」など存在しない。</p>	<p>東京都の人口一人当たり一般財源は標準的な財政需要への充当割合が非常に低いため、留保財源と財源超過額により独自の施策を実施できる。(福岡県)</p> <p>人口密度が上昇するほど、一人当たり一般財源額は小さくなる傾向にあるが、東京都はその傾向から外れて高い水準にあり、都は他県に比べて自由に使える財源が多い。(埼玉県)</p> <p>一人当たり一般財源額と基準財政需要額との比較において、東京都の財源超過額は圧倒的に多く、地方交付税による財政調整が行われた後でも東京都への税財源の偏在が顕著である。(秋田県)</p>

第8回検討会 地方団体ヒアリング結果③

	東京都の見解	福岡県・埼玉県・秋田県の見解
地方団体間の 税収の偏在 や財政力 格差	<p>ネット販売額の約7割を占める主要30社(月刊ネット販売による)の法人事業税額は、令和4年度から5年度にかけて全国が上昇傾向にある一方、都は減少傾向にあり、ECの進展に伴う都への税収の集中は見られない。また、全国・東京都ともに税収に占める割合が1%未満の業種をもって、税収の偏在を議論することは適当ではない。</p>	<p>Eコマースの特徴として店舗を持たずに事業展開しているため、本社に従業者が集中することとなり、東京都に税収も集中する。(埼玉県)</p> <p>大手通販等企業は全国的に事業活動を行っているが、支店のない自治体には税収が入らない。これらの企業における東京都への納税額のシェアは、東京都の人口シェアを大きく上回っている。(福岡県)</p>
	<p>フランチャイズ事業において、直営店は分割基準により全国に税収が帰属し、加盟店は、それぞれ独立した事業者として、所在する自治体へ法人二税を全額納付する構造となっている。</p> <p>例えば大手コンビニ3社の直営店における都の法人事業税シェアの推移を見ると、平成29年度から令和5年度にかけて25%から22.3%に低下しており、フランチャイズ事業における都への税収の集中は見られない。</p>	<p>フランチャイズ事業者の税収は、直営店のみの従業員数等で分割されるため、本社のある東京都に税収が多く配分される。さらに、本社にフランチャイズ料を支払うため、本社のある東京都に所得が集中する仕組みとなっている。(福岡県)</p>

第8回ヒアリングにおいて委員から指摘のあった事項

<東京一極集中について>

- 東京都の見解によれば人口は各地域圏の大都市に集まっているとのことだが、札幌市を除けば、各地域からコアとなる大都市に移動している人口と同程度、各地域から東京に移動しており、人口の東京への集中という状況に変わりはないのではないか。

<行政サービスの地域間格差について>

- 行政サービスについて、東京都は同様の施策を展開する地方団体も全国に存在していると主張されるが、他団体の施策を見ると、内容が異なるところもあり、同様の施策とは言えないのではないか。
- 東京都が紹介している、都と同様の施策を実施している地方団体は、それぞれの団体ではとても都と同じ6つの政策を実施することはできないと思われるが、それだけを見ても財政力格差、行政サービスの格差が生じていると言えるのではないか。
- 東京都は徹底した事業の見直しを実施しているとのことだが、都のホームページを見ると公共事業の事業の先送りや事業の組替えが多く、本来的な意味での事業の見直しとは言えないのではないか。

<地方団体間の税収の偏在や財政力格差について>

- 税源の偏在が存在する状況で、現状のまま地方税を充実すると、不交付団体の財源超過が拡大して、財政力格差が拡大するため、偏在性の小さい地方税体系の構築が必要ではないか。
- 東京都資料では、法人二税の税収シェアの分析に地方法人税を含めていると考えられるが、地方法人税は地方消費税の税率引上げ時に交付団体と不交付団体との間で財政格差が拡大することを抑制するために創設されたものであり、全額地方交付税原資化され、財源調整を行う地方交付税制度の枠組みに入っているため、分析に含めるのは不適當ではないか。
- 東京都は人口1人当たり一般財源は全国平均とほぼ同水準と主張しているが、一方、都は標準的な財政需要（基準財政需要額）への充当割合が低く、投資的経費に回すお金がある、つまり自由に使えるお金が相当あるという指摘もあるのではないか。
- 東京都が示しているネット販売主要30社のリストを見ると、プラットフォーム事業者が含まれておらず、EC市場の全体の分析という意味で適切でないのではないか。

地方団体アンケート調査

○ ヒアリングを行った個別の4団体以外の道府県や指定都市、市区町村からも幅広く意見等を聞くため、地方団体を対象としたアンケート調査を実施。

<調査項目>

- ① 行政サービスの地域間格差の現状について
 - ② 地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について
 - ③ 上記①及び②の状況が生じている原因・課題について
 - ④ 上記③の課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について
 - ⑤ その他検討会において指摘があった事項等
 - (1) 前回の地方法人課税に係る偏在是正措置や地方交付税の算定において地域社会再生事業費が設けられたことによる効果
 - (2) 電子商取引の拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響
- 今回(第9回)報告
- 次回以降報告予定

<アンケート調査の対象等>

(1) 対象団体

- ・都道府県及び政令指定都市 ⇒ すべての団体にご回答いただくよう協力を依頼
- ・その他の市区町村 ⇒ 任意でご回答いただくよう協力を依頼

(2) 実施期間

令和7年8月22日～9月12日

(3) 回答(9月17日までに回答があった団体を集計)

- ・都道府県 47団体
 - ・政令指定都市 17団体
 - ・その他の市区町村等 103団体
- (新潟市、浜松市、北九州市は未回答)

調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状について)

都道府県

○ 行政サービスの地域間格差の課題についての意見(35道府県)

- 行政サービスの地域間格差が拡大している(他自治体が追従できない、看過し得ない水準にまで拡大、行政サービスの提供に顕著な差、優先順位の概念を超えた行政サービスが提供されている等)

青森県、岩手県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県

- 東京都のような施策について、財政面から実施は難しい

北海道、青森県、岩手県、秋田県、埼玉県、新潟県、静岡県、三重県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県

- 行政サービスの地域間格差が、人材の流出等東京一極集中を加速させている(可能性がある)

山形県、埼玉県、千葉県、京都府、広島県、山口県、熊本県、大分県

○ 上記以外の主な意見(3都府県)

- 行政サービスの違いは、各自治体が何を優先するかの問題

東京都

- 行政サービスの違いは、原則的には各地域が抱えている課題や状況を踏まえたもの

愛知県

- 地方分権の趣旨を踏まえると、一定の地域間格差が生じるもの

大阪府

調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状について)

政令指定都市

○ 行政サービスの地域間格差の課題についての意見(15市)

- ・ 行政サービスの地域間格差が拡大している(自治体の経営努力だけでは差を埋められない、行政サービスの地域間格差に過度な格差が生じている状況は好ましくない、他自治体が追従できないレベル等)
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市
- ・ 東京都のような施策について、財政面から実施は難しい
仙台市

その他の市区町村(任意回答)

- 回答があった団体のうち、半数を超える団体から、行政サービスの地域間格差が生じていることについて言及があった
- 一方で、都道府県や政令指定都市に比べ、それぞれの団体のおかれた状況の幅が広いことから、行政サービスの地域間格差の背景として、以下のような財政力以外の面を指摘する回答もあった(アンケート項目②及び③についても同様の傾向)
 - ・ 中山間地域、離島等地理的条件や居住区域の点在による行政コスト高
 - ・ 介護等民間サービス事業者の多寡
 - ・ 職員数、職員の専門性、職員応募状況等
 - ・ デジタル人材の不足 等
- 東京都特別区長会、同市長会及び同町村会からは東京都と同様の意見があった(アンケート項目②及び③についても同様)

調査結果(②地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について)

都道府県

○ 税収の偏在や財政力の状況の違いについての意見(42道府県)

・ 税収の偏在(地方法人二税の偏在等)やこれに起因する財政力格差を指摘する意見

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

・ 経常収支比率や財政力指数、財政調整基金残高など財政力の状況の違いを指摘する意見

北海道、秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

○ 上記以外の主な意見(3都府県)

・ 税収に地方交付税等を加えた1人当たりの一般財源額で見れば、都は全国平均と同水準であり、是正すべき偏在はない

東京都

・ 税収の偏在は近年拡大傾向にあるが、中長期的にみると、相当程度縮小している

愛知県

・ 都市部は標準的な行政サービスを上回る都市基盤整備等の大都市圏特有の需要がある

大阪府

調査結果(②地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について)

政令指定都市

○ 税収の偏在や財政力の状況の違いについての意見(15市)

- ・ 税収の偏在(法人住民税、固定資産税等)やこれに起因する財政力格差を指摘する意見

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

- ・ 経常収支比率や財政力指数など財政力の状況の違いを指摘する意見

仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、神戸市、熊本市

○ 上記以外の主な意見(1市)

- ・ 税収の偏在や財政力格差の状況は、収入だけでなく財政需要とセットで議論されるべき

大阪市

調査結果(③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について)

都道府県

○ 行政サービス格差の原因として税収の偏在・財政力格差を指摘する意見(40道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

○ 税収の偏在の原因として地方法人課税を指摘する意見とその要因分析(33道府県)

・ 大企業の集中

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

・ 企業の事業活動の実態以上に税収が集中(EC、フランチャイズ、無人発電所等)

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、埼玉県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県

・ 持株会社化の進展

新潟県、和歌山県、鹿児島県

・ 企業の効率化による工場のオートメーション化、事務所の統廃合

秋田県、富山県、愛媛県

○ 財政力格差の原因として税収偏在の他不交付団体の財源超過額等を指摘する意見(8道県)

北海道、岩手県、千葉県、神奈川県、奈良県、愛媛県、高知県、福岡県

○ 「税源の偏在」や「財政力格差、行政サービス格差」について、定義や何を根拠に偏在や格差が生じているとしているのか全く不明確(1都)

東京都

調査結果(③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について)

政令指定都市

○ 行政サービス格差の原因として税収の偏在・財政力格差を指摘する意見(12市)

仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

○ 税収の偏在の原因として地方法人課税を指摘する意見とその要因分析(11市)

・ 大企業の集中

札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市

・ 企業の事業活動の実態以上に税収が集中(EC、フランチャイズ、無人発電所等)

さいたま市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市

・ 持株会社化の進展

静岡市

○ 上記以外の主な意見(1市)

・ 東京に人口や企業が集中しているということに加え、交付団体と不交付団体との間で財政力格差が拡大しやすいという制度面の要因があると考えられるが、まずは大都市特有の財政需要に対応した税制・財政上の措置を講じる必要

大阪市

参 考 資 料

(地方団体アンケート調査(主な意見))

調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状についての主な意見)

都道府県

- ・ 豊かな財政力を背景に、東京都においては、「公立学校給食の無償化」などの子ども関連施策等、様々な施策を打ち出していると報道等で承知しているところ、北海道は、毎年度の予算編成において、基礎的な住民サービスやインフラ施設の維持・管理等が大宗を占めながらも収支不足が生じる厳しい財政状況にあるため、仮に東京都のような施策について検討しても、実施は難しい。(北海道)
- ・ 高い財政力を背景に、「0～2歳児の第1子の保育料無償化」、「民間医療機関への独自の支援」、「夏季における水道基本料金の無償化」といった独自の施策を展開している団体もある一方、岩手県のような財政力の低い団体においては実施が実質的に困難な状況にあり、行政サービスの地域間格差が生じている。(岩手県)
- ・ 東京都は豊かな財政力を背景に、子育て支援や教育の充実、水道料金の無償化など、独自の行政サービスを提供している。これらのサービス内容は他自治体が追従できないレベルのものとなっており、地域間格差を生じさせ、東京一極集中を加速させている。(山形県)
- ・ 東京都は潤沢な税収を使って、保育人材や介護人材を確保するために給与の上乗せや住宅補助等を独自に行っているほか、民間病院の赤字への補助まで行っており、こうした施策だけでも今年度1,100億円以上が注がれている状況がある。(千葉県)
- ・ 東京都が様々な独自施策を新たに実施することにより、さらなる行政サービスの地域間格差が拡大するのではないかと懸念している。こうした状況は県民目線から見ても納得できないのではないかと。(神奈川県)
- ・ 東京都などが都内区市町村の給食費予算の一部を補助する形で、学校給食費の完全無償化につなげているが、財政的な理由で追従できない都道府県が多く、本県においても補助できていない。(新潟県)
- ・ 人口減少や少子高齢化が進む中、地方では社会保障やインフラ老朽化対策などの財政需要の増加が見込まれるが、東京一極集中により、税収の偏在や財政力格差が生じ、行政サービスの地域間格差につながっている。(石川県)
- ・ 東京都周辺の県は、都が独自に実施する子育て支援策や生活支援策などとの均衡が保つことが困難な状況である。人口減少・物価高騰などの国・地方共通の課題に、財政力の高い団体のみが様々な政策を打ち出せる状況であり、国全体での課題解決のためには、何らかの格差是正の措置が必要。(山梨県)

調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状についての主な意見)

都道府県

- ・生活バス路線の廃止・減便や分岐停止に対する支援など、従来は市場に委ねられていた課題が地方では急激に増加するなど、地方と大都市で行政課題や担うべき事務が質的に変化しており、その結果として、地方と大都市で財政的な格差が生じている。(長野県)
- ・今夏、東京都では4か月分の水道基本料金の無償化(所要額368億円)を6月補正に計上しているが、他道府県では同様の行政サービスの実施は財政事情から困難な状況である。このような一例を見ても、地域間格差が生じている。(静岡県)
- ・各自治体間での行政サービスの違いは、原則的には各地域が抱えている課題や状況を踏まえたものである。東京都と周辺自治体における行政サービスの差が取り沙汰されているが、首都特有の行財政制度のあり方についても考慮する必要がある。(愛知県)
- ・東京都は物価高騰対策として水道料金の無償化を進めているが、三重県を含め道府県は水道管の老朽化や物価高騰の対応に向けた財源確保に苦心する状況であり、東京都は道府県と異なり、財源に恵まれている。(三重県)
- ・子どもに対する医療費助成や就学支援などの子育て施策を中心に、サービス格差が生じている。また、若年層が地方から東京に流入している現状を踏まえると、地方が人材育成(財政支出)を担い、東京がその果実(税収)を得るという構図になっているのではないか。(滋賀県)
- ・東京都においては、今夏の一般家庭の水道基本料金の無償化や、高齢者や障害者世帯へのエアコン購入補助などの独自施策が打ち出されるなど、財政力の格差によって行政サービスの提供に顕著な差が表れていると考えている。財政力格差の拡大は、行政サービスの地域間格差の拡大につながり、東京一極集中を更に加速させる可能性がある。(京都府)
- ・地方における行政サービスとは、全国民に対して保障されるべき基礎的なサービスを除き、各地方公共団体が選択と集中の下、限られた財源や人員を活用し、地域の実情に応じて実施するものと認識しており、地方分権の趣旨を踏まえると、一定の地域間格差が生じるものと考えられる。(大阪府)

調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状についての主な意見)

都道府県

- ・ 留保財源の多い団体においては給食費の無償化や支援金の給付など、独自の行政サービスが手厚く実施され、財政力の弱い地域との格差がますます拡大することが懸念される。(奈良県)
- ・ 東京都は子育て支援、水道基本料金の無償化など多様な行政サービスを高い水準で提供している一方、人口減少が進む地方では財政難が行政サービスの提供に影響を与えており、財政状況の違いによる地域間格差が生じている。(和歌山県)
- ・ 全国一律で受けられるナショナルスタンダードの観点を踏まえるべき子育て政策等について、財政力の差により行政サービスの地域間格差が生じるとともに、自治体間の過度な競争につながり、子どもや若者を奪い合うような状況。(鳥取県)
- ・ 子育て負担軽減に向けた「子ども医療費助成」「教育・保育の無償化」「学校給食の無償化」などの現状は、地方自治体間の財政力の格差が子育て支援の格差に繋がったものであり、日本のどこに住んでも標準的なサービスを受けることができるというナショナルミニマムを脅かしかねない状況。(島根県)
- ・ 子どもに対する医療費助成や保育料無償化などの子育て施策は、税収に多い大都市部のサービス水準が高く、税収の少ない地方との間でサービス格差が生じており、より一層、大都市部への人口流出を引き起こす要因となっている。

主に若年層が地方から大都市部に流入している現状を踏まえると、地方での人材育成に係る財政支出が、将来的なその地方への税収増に直結しにくい現状となっている。(広島県)

- ・ 「こども・子育て関連事業」の場合、東京都では保育料を令和7年9月より国制度の対象外となる0歳から2歳までについて「所得制限なし」で無償化、学校給食費は、「全ての公立小中学校」で「全額無償化」となっている。一方、徳島県を含め、東京都と比べ財政力に差のある自治体においては、こうした施策を実施することができない、又は実施できたとしても、支援内容や対象者の要件に制限があるなど、自治体間で行政サービスの地域格差が広がっている。(徳島県)

調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状についての主な意見)

都道府県

- ・ 東京一極集中が進行する中、財源に余裕のある自治体による、夏季の水道基本料金の無償化といった、いわゆる「ばらまき」的な施策が次々と打ち出されている。これらの施策は、住民にとっては一見魅力的に映るものの、本県をはじめ限られた財源の中で行政運営を行っている大多数の自治体にとっては、同様の施策を展開することが困難であり、結果として行政サービスの地域間格差がますます拡大している状況にある。(愛媛県)
- ・ 豊かな財政力を背景とした東京都とその他の自治体との間において、行政サービスの格差が生じている。特に、現在、東京都が実施している0～2歳児を対象とする保育料の無償化や無痛分娩費用助成等の出産支援、さらに今夏4ヶ月の水道料金の基本料金を無償とする対応など、その格差はますます拡大してきている。高知県のような中山間地域を多く抱える自治体では、都市部と同じような行政サービスを提供しようとしても人口一人当たりの行政コスト(一般財源)が割高になりやすく、人口密度が高く、規模の経済が働く都市部とは異なる。(高知県)
- ・ 東京都は今夏4か月間の水道料金の無償化を行う等の独自の手厚い行政サービスを提供しているが、税財源に乏しい地方自治体で同様の施策を実施することは極めて困難。(長崎県)
- ・ 自主財源による水道基本料金無償化など東京都と地方との行政サービスの地域間格差が存在。行政サービスの地域間格差は、企業・人口等の大都市集中の一因になっている。(熊本県)
- ・ 人口一人当たりの税額は東京都の半分程度であり、こども子育て支援施策など行政サービスの格差が生じていることから、更なる都市部への人材集中が懸念される。(大分県)
- ・ 自治体は地域の実情に応じた優先順位のもと、施策を実施しているが、宮崎県のような地理的条件が不利な地域においては、特に社会インフラ整備や、医療・福祉・教育といった全国一律で実施すべき政策、国家レベルの課題である少子化対策において他地域との間に格差が生じている。また、一部の突出して豊富な財源を持つ自治体において、子ども・子育て施策に関する無償化や給付金施策、水道料金の一部減免や電化製品の購入補助など、優先順位の概念を超えた行政サービスが提供されており、地域間格差が著しいものになっている。(宮崎県)

調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状についての主な意見)

政令指定都市

- ・ 税収の偏在等による行政サービスの地域間格差は課題として認識している。特に東京都及び23区と他の自治体との間には、子育てや教育分野等における支援策に大きな格差がある。(札幌市)
- ・ 自治体の財政状況により保育、医療、教育などの行政サービスの地域間格差に過度な格差が生じている状況は好ましくない。(横浜市)
- ・ 東京都においては、様々な独自の施策を打ち出しているが、多くの自治体ではそこまでの取組みはできていない。納税者としては、定められた税額を納付しているにもかかわらず、住所地によって行政サービスに格差を感じる場面である。(静岡市)
- ・ 東京都は、潤沢な財源を活用し、他自治体が追従できないレベルで独自の支援策を広範に実施しており、国内で大きな地域格差を生じさせている。(名古屋市)
- ・ 東京都が高等学校等の授業料無償化や会人材確保に向けた給付措置などを独自に実施し、行政サービスの地域間格差が広がっている。(神戸市)
- ・ 本来、居住地域にとらわれず等しく提供されるべき子育て、教育、福祉といった分野においても、近年、行政サービスの地域差が浮き彫りとなってきている(熊本市)

調査結果(②地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況についての主な意見)

都道府県

- ・ 近年のEC業界の成長、フランチャイズ化の進行やIT産業の伸長等の中で、法人二税税収は、未だ東京都に大きく偏っている状況。財政構造の硬直化を表す経常収支比率は、北海道では100%程度である一方、東京都は全国で最も低い80%程度で推移。(北海道)
- ・ 東京都などの大都市圏と比較して、宮城県は、税収基盤が脆弱なため、国からの地方交付税に依存せざるを得ない。しかし、限られた予算では、医療、交通、インフラ、教育といった基礎的な行政サービスの維持・向上が困難な状況である。そのため、財政力格差がそのまま行政サービスの格差となり、地方部の住民は生活の利便性や安全性、子どもの教育機会などにおいて、都市部に比べて不利な状況に置かれている。(宮城県)
- ・ 経常経費以外に活用した一般財源等の額について、東京都は群馬県の約4倍となっており、独自施策に用いることのできる財源に格差が生じている。(群馬県)
- ・ 人口1人当たりの税収額指標で見ると、法人二税の税収格差は、本県と東京都との間では、約3倍の開きがある。コロナ禍以前の令和元年度と令和6年度の財政力指数を比較すると、全国平均では低下している一方、東京都は上昇しており、都との財政力格差は拡大している。(神奈川県)
- ・ 直近5年(R3-R7)の財政力指数の伸びを比較すると、本県伸び率は全国平均(4.5%)を若干上回る4.8%である一方、東京の伸び率は17.4%と突出している状況。税・交付税等から税収連動経費及び特別区財政調整交付金(東京都のみ)を控除した一般財源総額のH25-R5の推移については、本県伸び率は5.3%である一方、東京都の伸び率が29.1%と大きい。(新潟県)
- ・ ①人口や企業の一極集中により税源の偏在性が強まり、②偏在の拡大が地方公共団体間の財政力格差を悪化させ、それを背景とした行政サービスの地域間格差がますます一極集中に拍車をかける、という悪循環を懸念。(富山県)

調査結果(②地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況についての主な意見)

都道府県

- ・ 社会構造の変化により大都市部への以下のような税収偏在が加速化しており、結果として、大都市部と地方部の財政力格差が拡大している。(1)人の移動や企業が集中することに伴う結果としての税収偏在(2)事業活動の変化に伴う税収偏在(電子商取引など店舗を必要としない事業形態の拡大や、大都市部への企業の本店等の集中などを背景にした、事業活動の実態以上の税収の集中)。(長野県)
- ・ 税収の偏在度は近年拡大傾向にあるが、中長期的にみると、累次の税制改正の結果、相当程度縮小している。地域間の税収格差の調整は、地方交付税の役割である。(愛知県)
- ・ 税制改正により様々な偏在是正の取組みが行われてきたところだが、地方法人課税の性格上、どうしても都市部に税収が集中する傾向にある。交付団体と不交付団体の財政力格差は拡大している状況。(三重県)
- ・ 各地方公共団体ごとに行政需要は異なり、その需要に見合う財源が必要。また、受益と負担の関係から、自主財源で確保することが望ましいと考える。しかし、現状においては東京都とその他地方公共団体あるいは大都市圏と地方部の団体間での税収の偏在は拡大している。(大阪府)
- ・ 地方交付税不交付団体の東京都の財源超過額が過去最高となっているほか、財源超過額に占めるシェアも増加基調で推移し、近年は高い状態が継続している。(奈良県)
- ・ 地方法人課税に係る偏在是正措置や地域社会再生事業費の創設等により、R2、R3と対前年比で鳥取県の一般財源(地方交付税を含む)が増加し、一定の偏在是正が図られたものの、R4、R5と一般財源が減少するなど、近年は偏在が拡大してきているとともに、人口一人当たりの税収の格差は、広がっている状況。(鳥取県)
- ・ 岡山県などの多くの自治体の人口は減少傾向にあるが、東京都は人口だけでなく生産年齢人口も増加傾向にあり、介護や医療等の財政を圧迫する要因となる行政サービスに係る支出の伸びを抑えつつ、税収が増加する状況にあると考えられることから、弾力的な財政運営の指標である経常収支比率も、東京都は他県を大きく引き離している状況。(岡山県)

都道府県

- ・ 人口減少や少子化への対応、高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増加に伴い、今後も行政需要は拡大していくことが見込まれる一方で、大都市部への人口集中や大企業の集中に伴い、地方において行政需要の拡大に対応する税収の確保が困難となっている。地方法人課税に係る偏在是正措置により、税収偏在は一定の効果があつたと認識しているが、依然として、法人関係税は大都市部のシェアが高い水準にあり、さらなる偏在是正が必要である。(広島県)
- ・ 人口一人当たりの税収額の指数(令和5年度決算額)において、地方税計の長崎県と東京都との間の偏在度は2.3倍であることに対して、地方法人二税は5.0倍となっており、特に地方法人二税において大きな偏在度となっている。こういった偏在性は東京や大阪などの大都市圏から離れれば離れるほど大きくなる傾向にあり、九州や東北などが特に厳しい状況にある。(長崎県)
- ・ 法人関係税について人口・企業本社の大都市への集中が是正されない中、依然として存在するものと認識。一方、企業収益が全国的に上昇傾向にある中、大企業、本社を有する都道府県との差が拡大する状況。(熊本県)

調査結果(②地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況についての主な意見)

政令指定都市

- ・ 法人住民税等において、東京都と他の自治体との間に大きな税収の格差がある。(札幌市)
- ・ 地方公共団体間の税源の偏在は、首都圏の大都市間においても顕在化しており、都市対地方だけでなく、都市(都心部)対都市(郊外)においても税収の格差が広がっている。
基準財政需要額を上回る人口1人あたりの一般財源等の額においても、東京都はさいたま市を大きく上回っており、標準的な行財政運営を上回る独自施策充実のための財源が潤沢である。(さいたま市)
- ・ 地方公共団体間の状況について人口1人あたりの税収を見ると、東京一極集中が進んでおり、東京都と指定都市で格差が生じており、特に法人住民税について格差が大きい。(名古屋市)
- ・ 大阪市を含む指定都市においては、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加しているほか、道府県から移譲されている大都市特例事務を担っているが、税制・財政上の措置は十分とはいえない状況。(大阪市)
- ・ 財政力の格差は税収の格差が大きな要因であり、税収の格差(偏在)は税源の偏在が大きな原因である。特に住所地や本社等の所在で課税される税目は、それらが東京に集中することで東京以外の地方自治体に大きな影響を与えている。
東京が地方の人口を吸い上げており、神戸市でも20代前半を中心に若年層の東京への流出が続いている。人口と本社の所在を含めた企業活動が集中する東京圏は税収が増加傾向にあると認識しており、特に、法人関係税の税収の偏在性が大きな課題。(神戸市)
- ・ 人口、産業の集積により、東京都に税収が一極集中している。(岡山市)
- ・ 東京一極集中により法人二税・市(都・区)民税・固定資産税などの潤沢な税源に恵まれている一方、地方においては少子高齢化の進展や大都市への人口流出による生産人口の減少により、将来にわたって安定的な税収を確保できる見込みが立っているとは言えない状況にある。(熊本市)

調査結果(③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について)

都道府県

- 行政サービスの地域間格差は、地方公共団体の財政力格差に起因している。東京都のような大都市圏は、法人二税や個人住民税の税収が豊富で、独自の財源で住民サービスに多額の予算を投入できる。これにより、老朽インフラの更新や質の高い教育・医療サービスを提供できている。
一方、宮城県を含む多くの地方自治体は税収基盤が脆弱で、国からの地方交付税に大きく依存している。しかし、その予算だけでは、人口減少や高齢化が進む地域での医療・交通インフラの維持、老朽化した公共施設の修繕、そして教育環境の整備といった基礎的な行政サービスを十分に提供することが困難な状況。この財政基盤の弱さが、地方部の住民が生活の利便性や安全、教育機会において不利な状況に置かれる直接的な原因となっている。
税収の偏在については、特に法人課税において、大企業が集積する大都市と、地方において地域間格差が大きく、偏在が起こりやすい。このまま進むと、地域間格差がますます拡大し、人口流出や地域経済の停滞を招く恐れがある。(宮城県)
- 取引先等の集積、市場規模の大きさ、人材獲得の優位性などを理由に東京都内に企業立地がすすむこと。
電子商取引の拡大やフランチャイズ事業の伸長、人口減少を要因とする金融機関店舗廃止に伴うインターネット銀行の伸長など、近年の経済社会構造の変化により東京都内に本店又は事業所を置く大企業に収益がさらに集中する傾向があること。(山形県)
- 人口あたりの法人二税の税収額について東京都が突出している背景は、納付税額が多い大企業が、東京都に本店又は事業所を置く傾向が強いことなどによるもの。(千葉県)
- 特に地方団体間で税収の偏在が大きい法人二税についてみると、以下のような課題が挙げられる。
国内外のデジタル企業についても、新潟県において物理的な拠点(PE)がおかれることなく経済活動を行っているため、当県に課税権はなく、適正な課税が困難な状況。
近年、太陽光発電設備等の無人施設での事業活動が増加傾向にあるが、無人施設については、事務所等とみなすことができず、県外本社法人の事業活動に対して、課税することができない。(新潟県)

調査結果(③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について)

都道府県

- ・ 法人課税についてみると、人口減少や大都市圏への人口流出に伴う市場縮小や人手不足等を背景に、企業が効率化を進める中で県内事業所の統廃合が行われる例が見られ、事業所数減少の一因となっている。(富山県)
- ・ インターネット取引の拡大や、フランチャイズ店舗の増加など、事業活動の変化に伴い、事業活動の実態以上の税収が、従業員数の多い本社の所在する都市に集中している。
インターネットショッピング等においても、地方自治体の提供するインフラ等の行政サービスを活用して事業を行っているため、その受益に対する応分の負担をすべき。(福井県)
- ・ 静岡県を含め大半の県で人口減少が進む中、東京都への人口流出が続いていること及びEC事業を始めとする産業構造の変化等により、課税対象が個人・法人ともに東京へ集中する傾向が加速している。(静岡県)
- ・ 近年、税収の偏在度や不交付団体数が拡大・増加傾向にあるのは、全体として地方税収が増加傾向にある中、地域間でばらつきが生じていることが原因であると考えられる。
それが地域経済の実態を離れ、一部の自治体に過度に集中しており、その結果、他の自治体の財政運営に支障が生じているとすれば、課題である。(愛知県)
- ・ 大企業の本社が東京都に集中するため、生み出された莫大な利潤が東京都に還元され、東京都において富の分配が行われているのが実態。(三重県)
- ・ 人口や大企業の東京一極集中が進み、サービスや資本などあらゆる資源が東京に集まる一方で、全国的には人口減少が進んでいる。(京都府)
- ・ 東京に人口や企業が集中する一方で、地方は空洞化が加速し、税収の偏在が進んでいる。(大阪府)
- ・ 地方法人課税においては、法人の事業活動の多様化など、社会経済情勢の変化により、現行の分割基準や事務所等の定義では実態に合わない事例が見られ、結果として地方法人課税の偏在性の拡大が生じている。
地方消費税については、県境を越えた「持ち帰り消費」や医療・福祉等の非課税取引に係る項目が現行の清算基準から除外されており、消費の実態が十分に反映されておらず、偏在が生じている。(兵庫県)

調査結果(③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について)

都道府県

- 資本金10億円以上の大企業を中心に、法人数が東京都に集中。
デジタル化、オートメーション化の進展を背景に法人の事業活動(事業所や従業員の配置など)が合理化する中、現行の事業所数や従業員数に基づく法人事業税の分割基準(複数の都道府県で事業を展開する法人に係る課税標準を分割する基準)では、多くの地方自治体が法人の収益に見合った税収を得られず、偏在拡大の原因となっているもの。(愛媛県)
- 国全体の人の流れとして、大学進学や就職に伴い働き手となる人材が地方から都市部へ流出している状況にある中で、地方で教育投資を受けた人材が都市部で活躍し、これにより得た税収で都市部がさらに発展し、地方との行政サービス格差をますます拡大させるという悪循環に陥っている。(高知県)
- 東京都への官公庁、企業の本社機能の集積やそれ付随するベッドタウンである首都圏に人口や税収が集中する社会構造となっており、地方は構造的、地理的に人口や産業集積に対してきわめて不利な状態となっている。日本全体の人口が減少する中、東京都の人口は増加しており、東京都への人口・経済の一極集中が続いている。(長崎県)
- 鹿児島県は傾向的に電力会社や誘致企業である製造工場などが大口納税者であり、その数は少ない。一方で、規模の大きい事業活動を行っているフランチャイズ事業やeコマース事業にあつては、当県において事業活動が行われていながら、その収益に係る税収は当県に帰属しないことがある。
コンビニエンスストア等に係るフランチャイズ事業については、当県に所在する加盟店が当県の行政サービスを受けながら事業活動を行い利益を生んでいるが、その利益の一部は、ロイヤリティーとして、当県の税収には寄与せず、中央の本店等の所在地における税収に寄与している。(鹿児島県)

調査結果(③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について)

政令指定都市

- ・ 東京都特別区への人口集中、大企業の立地の偏りが税収格差、ひいては財政力格差につながっており、財政的に競争力を持つ自治体だけが子育て・教育の支援を始めとする独自の行政サービスを十分に実施することが可能となり、その自治体に人口や大企業が集積するというスパイラルの関係になっている。(仙台市)
- ・ 東京都(東京圏ではない)への人口や大企業などの極度の一極集中によって、税収の偏在や財政力格差が生じている。また、東京都では水道料金の基本料金無償化やエアコン購入補助の拡充など、様々な分野において地域特性だけでは到底説明できない行政サービスを拡充しており、地域間格差は更に広がることが懸念される。(横浜市)
- ・ 東京都への企業及び人口の一極集中の流れが長期化し、EC・FCの拡大進展、HDへの移行などにより東京都への過度な一極集中が加速した。その結果、東京都以外で生じた収益に基づく税収も東京に吸い上げられてしまっている。(静岡市)
- ・ 資本、人及び情報が東京に集中する社会経済構造になっている。電子商取引、フランチャイズ、インターネット銀行の伸長など、法人の事業活動の多様化や社会経済情勢の変化により、税収が本社に集中する構造となっている。(名古屋市)
- ・ 東京への産業集積が人と企業を呼び、潤沢な税財源に基づく充実した行政サービスがさらに人を呼ぶというスパイラルにより格差が拡大している。(岡山市)
- ・ 本市特有の事情としては、第1次産業の就業者割合が高い一方で、第2次産業の割合が低く製造品出荷額は政令市中最下位であるほか事業所数も少なく、相対的に所得水準が低いことが挙げられる。(熊本市)

資料1に対する東京都からの追加意見

※ 前回及び前々回ヒアリングを実施した各団体の見解を分かりやすくまとめるため、資料1の2～8頁を作成し、確認依頼を行ったところ、東京都からは下記についても記載するよう強い要請があった。

- 日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が各々の個性や強みを発揮し自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、地方の役割に見合う税源の拡充こそが必要
- 令和元年度税制改正において、地方法人課税の税收シェアは県内総生産シェアと一致すべきと整理されている。
最新の状況では、都の法人二税の税收シェア（国税化の影響を含む）は県内総生産のシェアを下回っており、これ以上、都の税收を奪う根拠はない。
- 住民税利子割の議論においては、国は金融機関への実態調査を行うことなく、拙速に結論を出そうとする動きが見られる。都が独自で金融機関に照会を行ったところ、都の住所地別預金残高シェアなどの回答が得られており、本件についても、税の帰属先を定める重要な検討であることから、まずは定量的な調査・分析等を行い、十分に実態を把握することが必要である。
- （地方税制のあり方などの重要な議論は、）都民や国民に正しく検討内容を伝えていくことが重要であり、オープンな議論にする必要があるのではないか。
- 災害は全国どこでも起こりえる一方、都は全国に先駆けて建物の耐震化や不燃化、インフラの強靱化など様々な対策を着実に実施してきた。こうした事実がある中、ファクトに基づかず、首都の災害リスクをことさらに強調することは、東京のみならず「日本全体が危ない」という誤ったメッセージを発信することになり、国益を損ねかねない。
- こうした事実に基づかない議論で、都の財源を狙い撃ちする動きや、人や企業、大学の地方分散を進めるべきといった主張もなされているが、パイを奪いあうような内向きの議論の先に明るい未来はない。今なすべきことは、世界にも目を向け、パイそのものを大きくすることである。

資 料

(ヒアリング等を踏まえた
「原因・課題」に関する説明資料等)

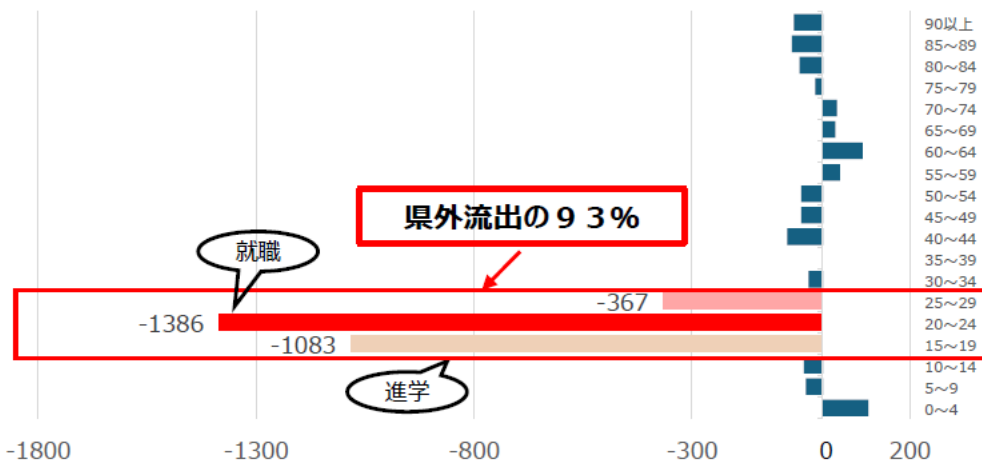
○東京一極集中の状況等	2
○行政サービスの地域間格差の状況等	8
○地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況等	19
○その他の財政力格差に関連する資料	32

東京一極集中の状況等

2. 若年層の県外流出の状況と人口減少対策

- 県外流出の90%以上が15歳～29歳であり、流出先は大学や大企業が集中している東京都が最も多い。
- 県外に転出した理由として、進学の場合は「希望する進学先がある」が8割、就職の場合は「希望する仕事や企業がある」が5割を占めている。
- 保育料助成（全国第2位の支援）やこどもの医療費助成など、全国トップクラスの子育て支援等を実施。

年齢別の流出状況△3,039人（R6）



若年層の主な社会減対策

- 若者の県内定着・回帰総合支援（75百万円）
 - ・東京圏の学生等の本県への就職に係る交通費及び移転費を助成等
 - あきた企業連携型奨学金返還助成（17百万円）
 - ・企業と連携した奨学金返還助成を実施
- (※R7 予算額)

全国トップクラスの子育て支援

- 保育料助成（645百万円）
 - 幼稚園・保育施設の保育料利用負担分について助成
 - ・補助率：所得等に応じて1/4～1/2
 - こどもの医療費助成（1,070百万円）
 - 18歳までの児童生徒等に対し、1医療機関1か月当たり1千円の負担額となるように助成
- (※R7 予算額)

県外進学・就職の主な理由

県外進学	
希望する進学先、学部(学科)があるから	80.2%
地元を離れたいから	7.4%
都会に憧れているから	5.8%

県外就職	
希望する仕事(職業)や企業があるから	50.8%
秋田県内より給料が高いから	17.1%
都会に憧れているから	12.3%

(若年者の県内定着・回帰等に向けた意識調査)

子ども一人あたりの保育料助成



(R6 予算額について全国集計)



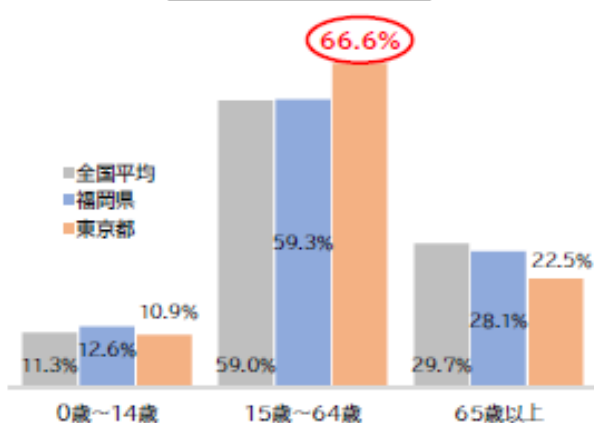
人口の流出と行政サービス格差

- 地方が育てた若い人材が東京都へ流出し、首都圏経済を下支え。
- さらに、東京都は、潤沢な財源を背景に独自の施策を実施することにより、人口の東京一極集中にも拍車をかけている。

人口の状況

東京都の生産年齢人口のシェア・伸び率は、どちらも全国平均より高い。

R7.1.1人口シェア



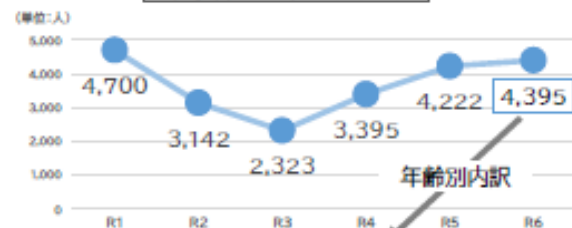
R1→R7人口シェア伸び率

	0～14歳	15～64歳	65歳以上
東京都	▲ 0.8%	0.8%	▲ 0.1%
福岡県	▲ 0.9%	▲ 0.3%	1.2%
全国平均	▲ 1.2%	▲ 0.3%	1.5%

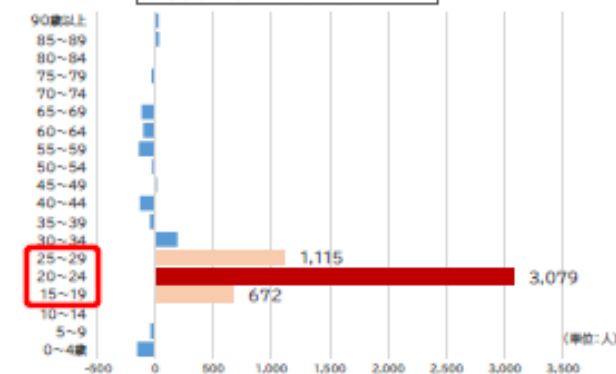
福岡県から東京都への人口移動

東京都への転出超過はコロナ禍以降増加。特に、20代の転出超過が顕著。

東京都への転出超過数



年齢別転出超過数(R6)



東京都の独自事業について

本県で東京都並みの行政サービスを実施する場合、**1,055億円**の追加の財源が必要。

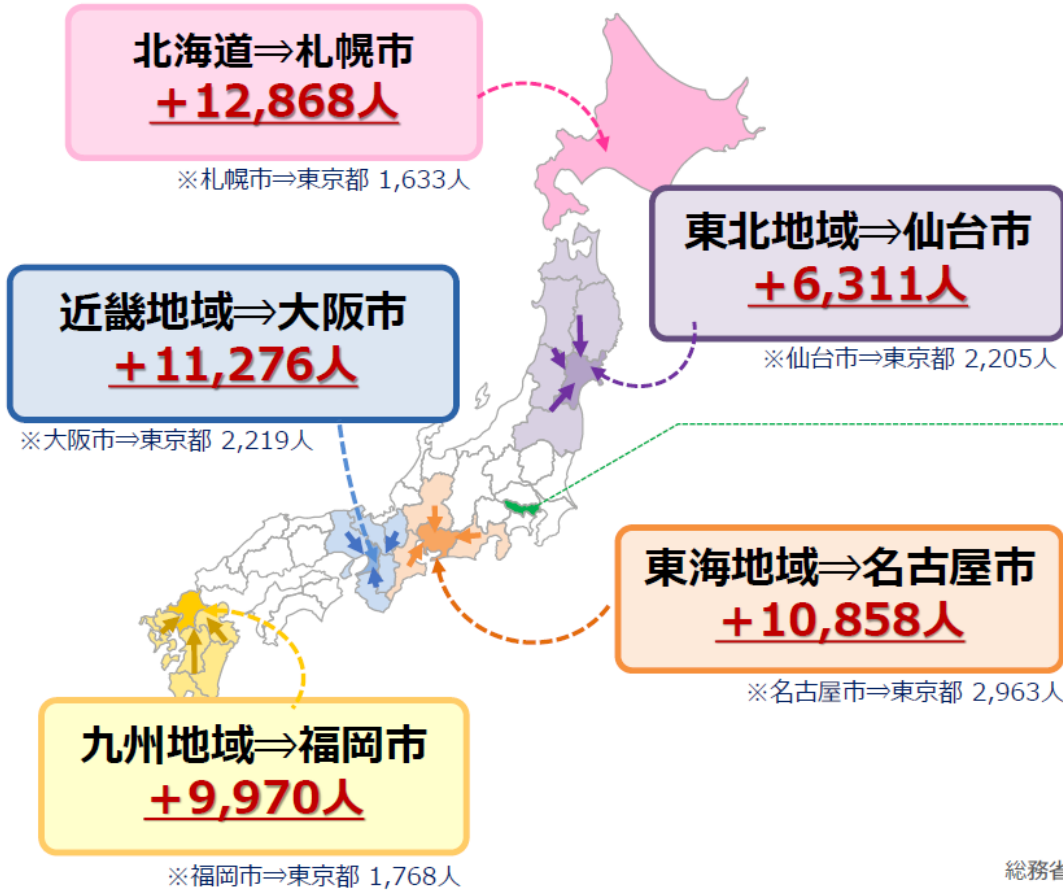
東京都の事業	東京都 R7予算額	福岡県所要額
018サポート	1,227億円	508億円
私立高等学校特別奨学金補助	643億円	104億円
公立学校給食費負担軽減事業	251億円	60億円
保育料等無償化	763億円	136億円
医療費助成事業	176億円	131億円
水道料金基本料金無償臨時特別措置	368億円	116億円
計	3,428億円	1,055億円

・総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」※全国平均は東京都を除く。
・総務省「住民基本台帳人口移動報告」
・総務省 第6回地方税制のあり方に関する検討会 資料2

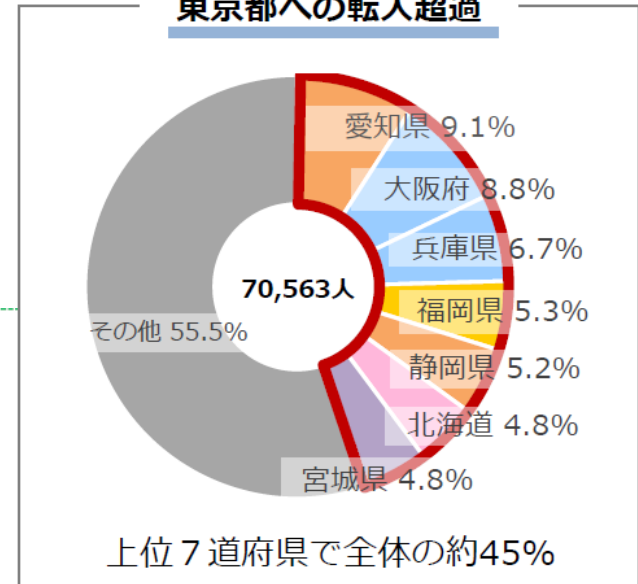
人口は東京「一極集中」ではなく、「大都市集中」

- ✓ 各地方において、人口は「大都市」に集中し、その一部が東京へ流入
- ✓ 東京への転入は、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県等、7道府県で約半数を占める

日本人の人口移動の状況

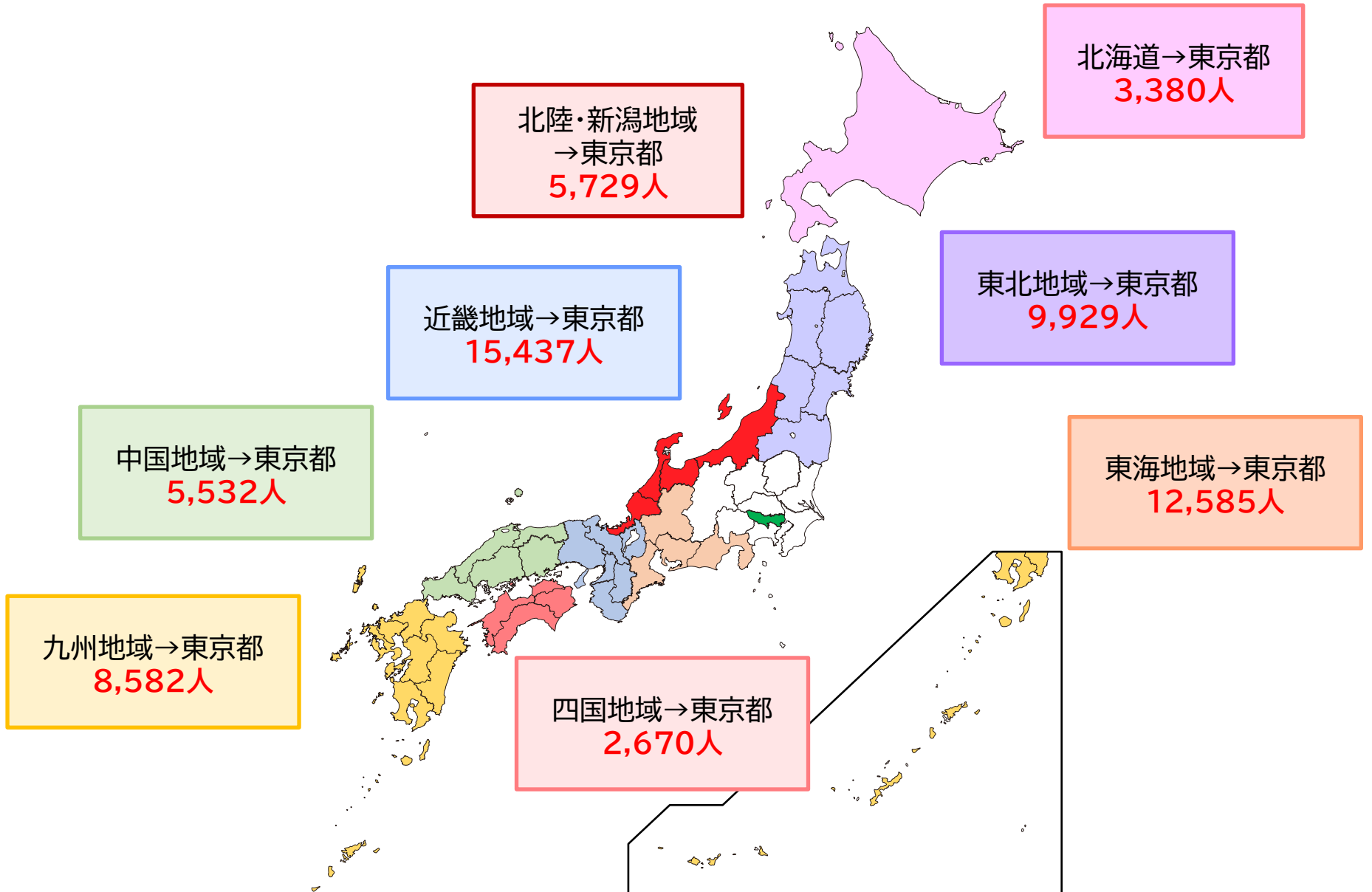


東京都への転入超過



総務省「住民基本台帳移動報告（2024年）日本人人口」から作成

各圏域から東京都への転入超過数



東京一極集中の状況に係る分析等

- ① 地方部の県では、特に若年層(20代)において、大学や大企業等が集中している東京都への転出超過となっている状況であり、地方が育てた若い人材が東京都へ流出し、首都圏経済を下支えしている、との見解が示された(人口や企業の東京一極集中は、大阪府や京都府からも指摘がある)。また、東京都は首都として、政府機関や企業、大学、優秀な人材が集積している一方、その都市機能の維持に必要な人材の育成やエネルギー、水、食料は地方が供給しており、地方部を置き去りにして東京都だけの発展は考えられない、との見解が示された。(第8回検討会:秋田県・福岡県ヒアリング、地方団体アンケート調査)
- ② 一方、東京都からは、人口は東京にのみ集まっているわけではなく、各地域の中核となる大都市に集積しており、「東京一極集中論」はそもそも前提となる事実には誤りがある、との主張があった。(第8回検討会:東京都ヒアリング)。
- ③ このほか、地方において人口流出に歯止めがかかっておらず、東京一極集中の是正は重要な課題である一方、この課題を地方と東京の対立軸と捉えるのではなく、それぞれの強みを活かして特性に応じて発展していくことが重要、との意見があった(第7回検討会:全国市長会ヒアリング)。
- ④ なお、人口は各地域の大都市に集積しているという見解について、客観的データとして、各圏域の大都市に流入する人口と同程度の人口が東京都に流入しているとともに、各圏域の大都市から東京都へも転出超過の状況となっており、人口の東京一極集中という状況に変わりはない。

行政サービスの地域間格差の状況等

埼玉・千葉・神奈川の3県知事からの要望書(抄)

高校授業料実質無償化など一部に進展が見られるものの、東京都一極集中が続く中、令和7年度も東京都は、「0～2歳児の第1子の保育料無償化」、「民間医療機関への独自の支援」、「夏季における水道基本料金の無償化」といった施策を打ち出しているため、こども施策をはじめとした様々な施策で、東京都と周辺自治体の地域間格差がもはや看過し得ない水準にまで拡大しており、これは財政状況の違いから生じているものと考えられる。

特に、地方法人関係税については、電子商取引の進展や、納付税額が多い大企業が、東京都に本店又は事業所を置く傾向が強いことなどを背景に、東京都への税収集中がより一層進んでいる状況にあり、地域間の格差が生じる大きな要因となっている。(略)

については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。(略)

2 税源の偏在是正

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条などにに基づき、国は、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、その結果を勘案し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、適切な偏在是正措置を早急に講じること。

令和7年8月29日

総務大臣 村上 誠一郎 様
財務大臣 加藤 勝信 様

埼玉県知事 大野 元裕
千葉県知事 熊谷 俊人
神奈川県知事 黒岩 祐治

偏在是正に関する三県要望 (8/29 村上総務大臣・横山財務副大臣への要望)

(千葉県 熊谷知事)

- 以前は「私立高校授業料の無償化」などについて、県民から「なんでうちの県ではできないのか。」と言われたが、最近では、明らかに税収格差があるというのが多くの県民も肌感覚で分かってきている。
- 医療機関の支援や介護・保育等の人材確保に、東京都は今年度だけでも1,100億円予算を計上しており、それぞれの地域が育てている人材が、東京都に全部吸収されていく状況になっている。
- 今も医療、保育や介護の人材不足が深刻で、年々厳しくなっていく中、あり余る法人税収で東京都が周辺から人材を吸収するような形になると、全国の医療や福祉政策が成り立たなくなってしまう。

(神奈川県 黒岩知事)

- 東京都が国際都市として様々なインフラ整備等を進めるために金を使われるならば我々も歓迎だが、住民一人ひとりのためのサービスに使われると、都県境で全然対応が違ってしまい、住民から見て納得できないということがある。

(埼玉県 大野知事)

- この1年で大きな変化があったものの1つはEコマースの進展である。Eコマースは埼玉、神奈川、千葉で買っても、本社の東京に納税されるという傾向がますます進展していて、東京だけに集中している。これは加速度的に進展している一方で、我々の県においても、様々な商店が減っている。税制に関しては損な状態となっており、克服しなければならぬテーマである。
- 医療、介護、福祉、子育てには一律で全国で手当しないといけないが、この格差が開こうとしている。
- そうすると、東京都が病院等に支援するなど、財源があるからできることに拍車をかけてしまう。我々三県は、特に近県であればこそ、人材が流出するという傾向が高まっていくと思っている。

東京都の事業を他県等が実施する場合の追加費用

事業名	概要	R7予算額 (東京都)	各県・市が実施する場合の追加の予算額(試算)			
			福岡県	埼玉県	秋田県	千葉市
018サポート (R6.1～)	都内に在住する0歳から18歳までの子供(約200万人)を対象に、 1人当たり月額5,000円を支給 (所得制限なし)	1,227億円	508億円	662億円	62億円	86億円
私立高等学校等 特別奨学金補助 (R6～)	都内に居住し、私立高校等に通う生徒の保護者に対し、国の就学支援金と合わせて、都内私立高校平均授業料まで支援し、 私立高校授業料を実質無償化 (所得制限を撤廃)	643億円	104億円	110億円	25億円	54億円
東京都公立学校 給食費負担軽減事業 (R6～)	国の方策が講じられるまでの間、区市町村が行う 学校給食費の保護者負担軽減 に係る取組を支援 ・実施主体:区市町村(補助率1/2)	251億円	60億円	123億円	17億円	38億円
保育料等無償化 (R5.10～)	認可保育所等に通う利用者負担分について、令和7年9月から、 年齢や所得にかかわらず第一子も無償化 ・実施主体:区市町村 (負担割合 第二子無償化実施時の考え方を踏まえて設定)	763億円 ※第一子無償化分 279億円	136億円	170億円	9億円	34億円
医療費助成事業 (R7拡充)	子供医療費 について、以下の自己負担額となるよう 助成 ・義務教育就学前の乳幼児:なし ・義務教育就学児、高校生等:通院1回当たり200円 ※令和7年10月から所得制限を撤廃	乳幼児 38億円 義務教育就学児 52億円 高校生等 86億円	131億円	40億円	4億円	3.8億円
水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置	都の水道料金の基本料金について、令和7年度の夏場4ヶ月間分相当を無償 とする等の臨時特別措置を実施	368億円	116億円	—	19億円	—

税財源の偏在について ～行政サービスの格差の状況～

- 他にも、夏季における水道基本料金の無償化（R7予算368億円）やエアコン・冷蔵庫等の購入支援（R7予算221億円）など多岐にわたる施策を行っている。

事業名	概要	R7予算額
水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置 (6月補正予算)	都の水道料金の基本料金について、令和7年度の夏場4ヶ月間分相当を無償とする等の臨時特別措置を実施 ・主に一般家庭での利用が想定される小口径（13mm、20mm、25mm） （多くの家庭が利用する口径20mmの場合、4ヶ月で1世帯当たり5,000円程度の軽減）	368億円
地域医療確保緊急支援事業（R7～）	都内民間病院等を対象に支援金等を交付 ・地域医療確保のため、緊急的かつ臨時的に支援金を交付（入院患者1人あたり1日580円） ・高齢者受入れのために病床を確保した病院に対して病床確保料を支払（1床あたり年629万円） ・小児科・産科・救急医療において患者受入れを推進するための体制確保（1診療科当たり1,114万円）	321億円
家庭のゼロエミッション行動推進事業 (R7.8に支援拡充)	長期使用家電等の買替や、高効率の新規家電の購入への支援 を店舗での直接値引き方式により実施することで、家庭の省エネ行動を促進（規模 約83万台） 令和7年8月末から、熱中症リスクの高い、高齢者や障害のある方へのエアコン購入の支援を拡充（1万円→8万円）	221億円
カスタマーハラスメント防止対策推進事業 (R7～)	カスタマーハラスメント防止条例のR7.4月施行に伴い、 カスハラ防止対策を行った企業・団体等に対して奨励金を支給 ・企業向け奨励金：都内中小企業等を対象に40万円（録音・録画環境整備費等）、規模10,000社 ・団体向け奨励金：各種業界団体を対象に最大100万円（カスハラ防止対策窓口の設置等）、規模30団体	49億円

都と同様の施策を展開する自治体も全国に存在

- ✓ 各地域が抱える課題や状況を踏まえ、それぞれの自治体が必要な行政サービスを展開していくことが、**地方自治の基本**
- ✓ 優先度に応じて、**都と同様の施策を展開する自治体も存在**

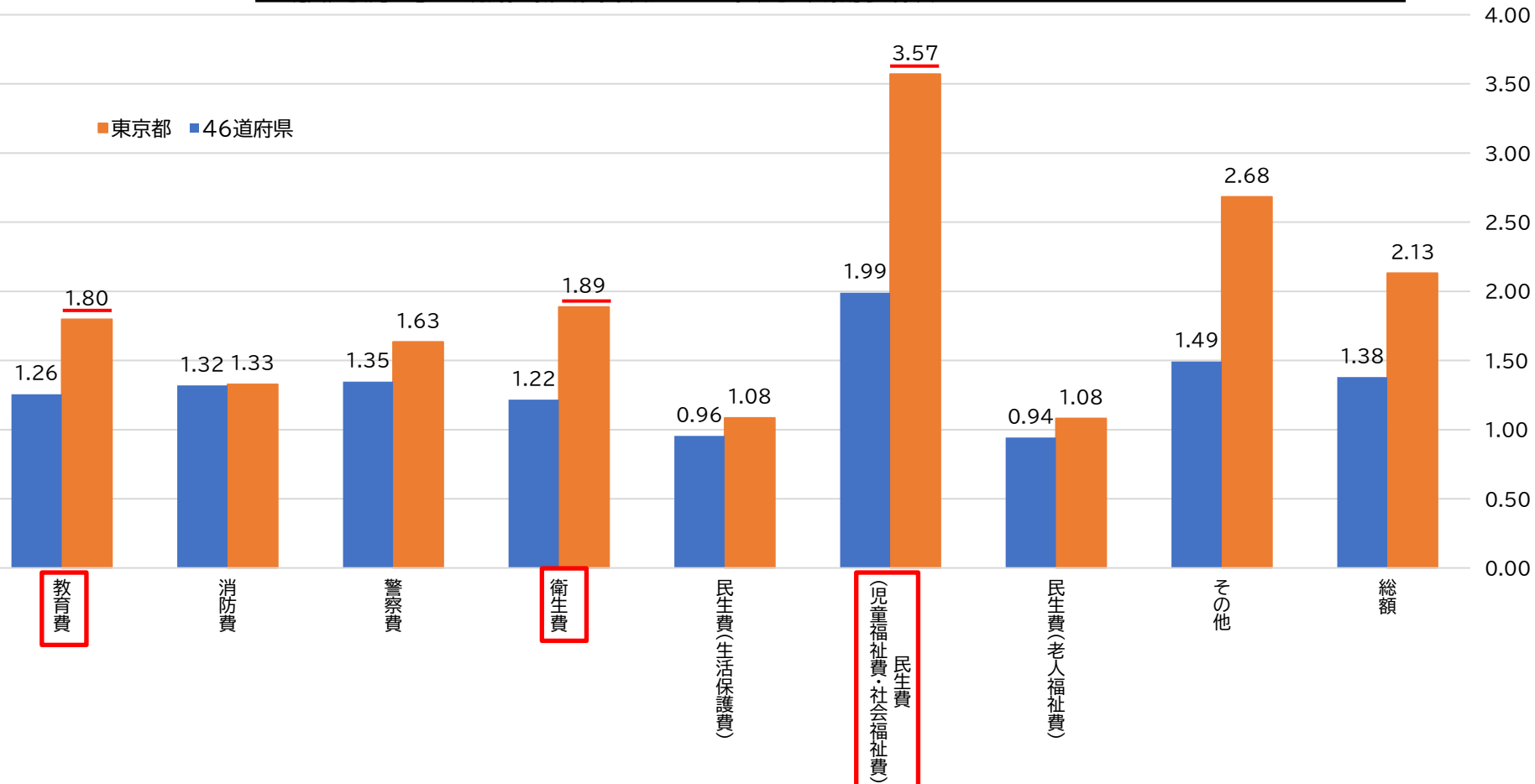
区分	概要	主な実施自治体
第2子保育料の無償化	✓ 子育てにかかる経済的な不安の解消は、切迫性の高い取組であり、他自治体においても実施（都はR7.9から第1子も無償化）	秋田県、栃木県、山梨県、福井県 札幌市、静岡市、京都市、 大阪市（R8年度から第1子も無償化の方針） 堺市、北九州市、福岡市
私立高校授業料の実質無償化	✓ 無償化により、都市部を中心とした高い教育費への助成や進学を選択肢を増やすことは、都外でもニーズがあり、他自治体でも支援を実施	福井県(子供が2人以上の場合) 大阪府
学校給食費の負担軽減	✓ 子育て世代にとって給食費は大きな負担となっており、都外でも共通した課題であり、他自治体でも支援を実施	青森県、和歌山県 大阪市、福岡市、水戸市、前橋市、岩国市
高校生の医療費助成	✓ 健康づくりの基礎を培う時期である高校生への医療費助成の拡大は、子育て世帯からニーズがあり、他自治体でも支援を実施	福島県、群馬県、新潟県、滋賀県、鳥取県、長崎県 さいたま市、千葉市、相模原市 名古屋市、大阪市、福岡市
水道料金に係る基本料金無償化	✓ 物価高騰下における暑さ対策にも資する取組として、住民の光熱水費の負担軽減につながるよう、他自治体でも支援を実施	札幌市、大阪市 帯広市、むつ市、桶川市 久喜市、東大阪市
省エネエアコン等の購入支援	✓ 高齢者等の暑さ対策にも資する取組として、より省エネ性能の高いエアコン等への買替え等に対し、他自治体でも支援を実施	いわき市、流山市、名古屋市、 泉佐野市、富山市

※自治体により実施内容の詳細は異なる 9

基準財政需要額に対する決算額の状況

○ 標準的な行政サービスの提供に必要と推計される一般財源等(基準財政需要額)と、実際に支出された一般財源等(決算額)を比べると、東京都は、他の道府県と比べて、全体的に高い水準にあり、特に、民生費(児童福祉費・社会福祉費)の決算額(R5年度)は、基準財政需要額の3.5倍を超えている。

一般財源等の歳出決算額／基準財政需要額 (R5年度、都道府県と市区町村の合計額)

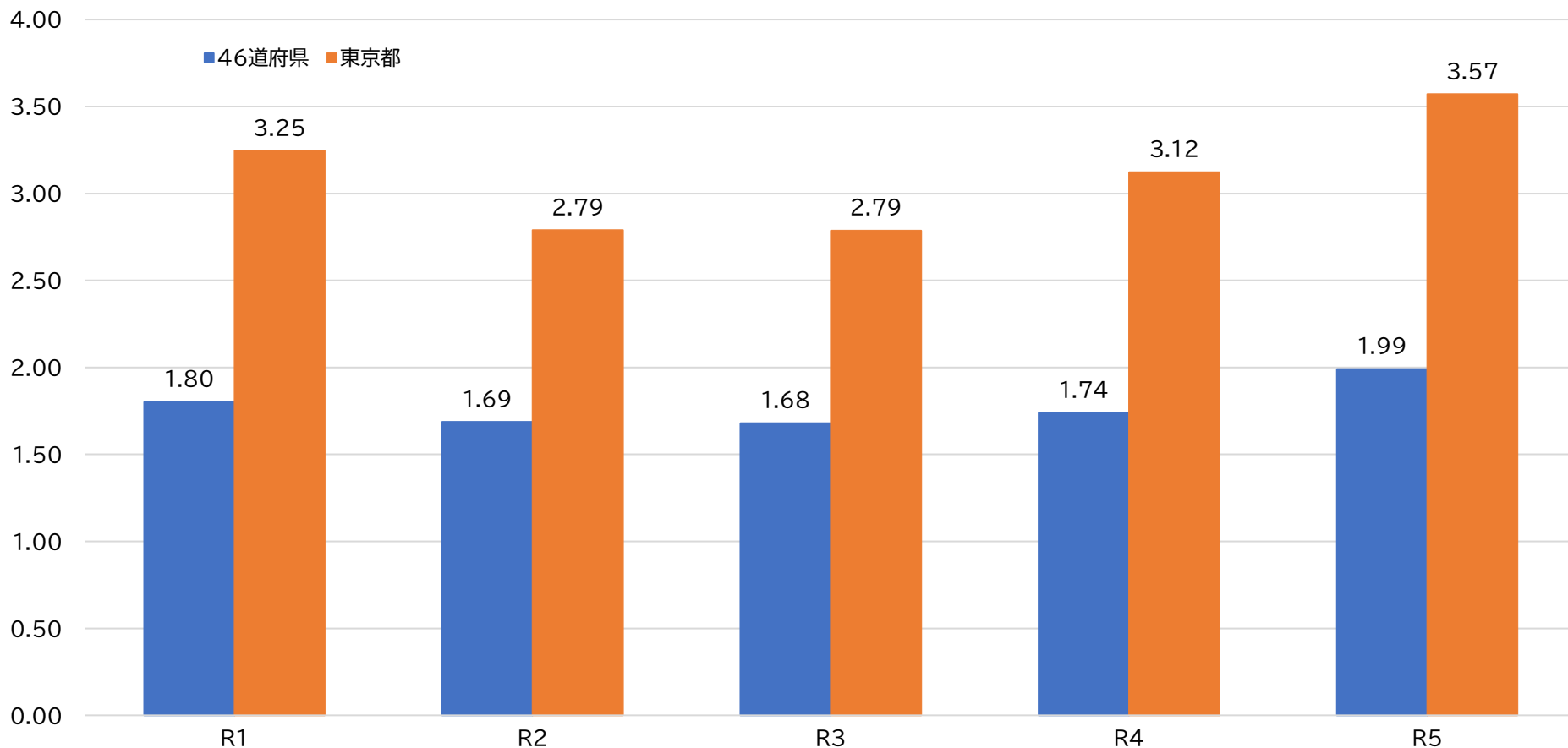


- ※1 基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」(総務省HP)、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。
 なお、歳出決算額は都道府県及び市区町村の合計(都道府県が管内市町村に対して交付する利子割交付金等の各種交付金及び東京都が特別区に対して交付する特別区財政調整交付金は都道府県の歳出に含んでおらず、災害復旧費及び民生費のうち災害救助費は都道府県及び市区町村の歳出に含んでいない)である。
- ※2 その他には、掲出している費目以外のもの(産業経済・雇用対策費、公共事業・地域振興費、公債費等)を含む。

民生費(児童福祉費・社会福祉費)の推移

○ 標準的な行政サービスの提供に必要と推計される一般財源等(基準財政需要額)と実際に支出された一般財源等(決算額)との比較のうち、民生費(児童福祉費・社会福祉費)の推移を見ると、東京都では、近年、基準財政需要額に対する決算額が増加傾向にある。

一般財源等の歳出決算額／基準財政需要額 (R1～5年度、都道府県と市区町村の合計額)

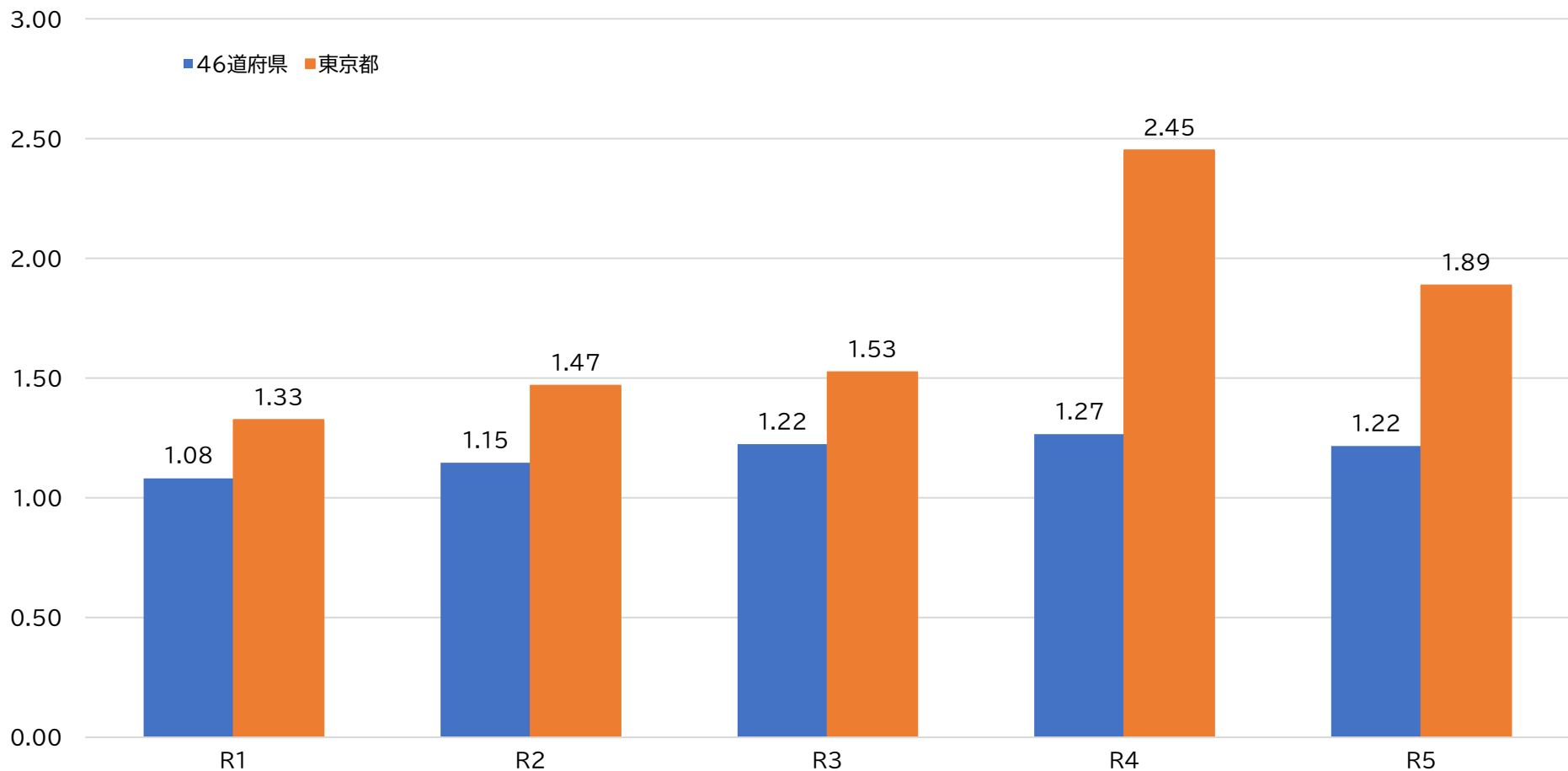


※ 基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」(総務省HP)、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。

衛生費の推移

○ 標準的な行政サービスの提供に必要と推計される一般財源等(基準財政需要額)と実際に支出された一般財源等(決算額)との比較のうち、衛生費の推移を見ると、東京都では、近年、基準財政需要額に対する決算額が増加傾向にある。

一般財源等の歳出決算額／基準財政需要額 (R1～5年度、都道府県と市区町村の合計額)

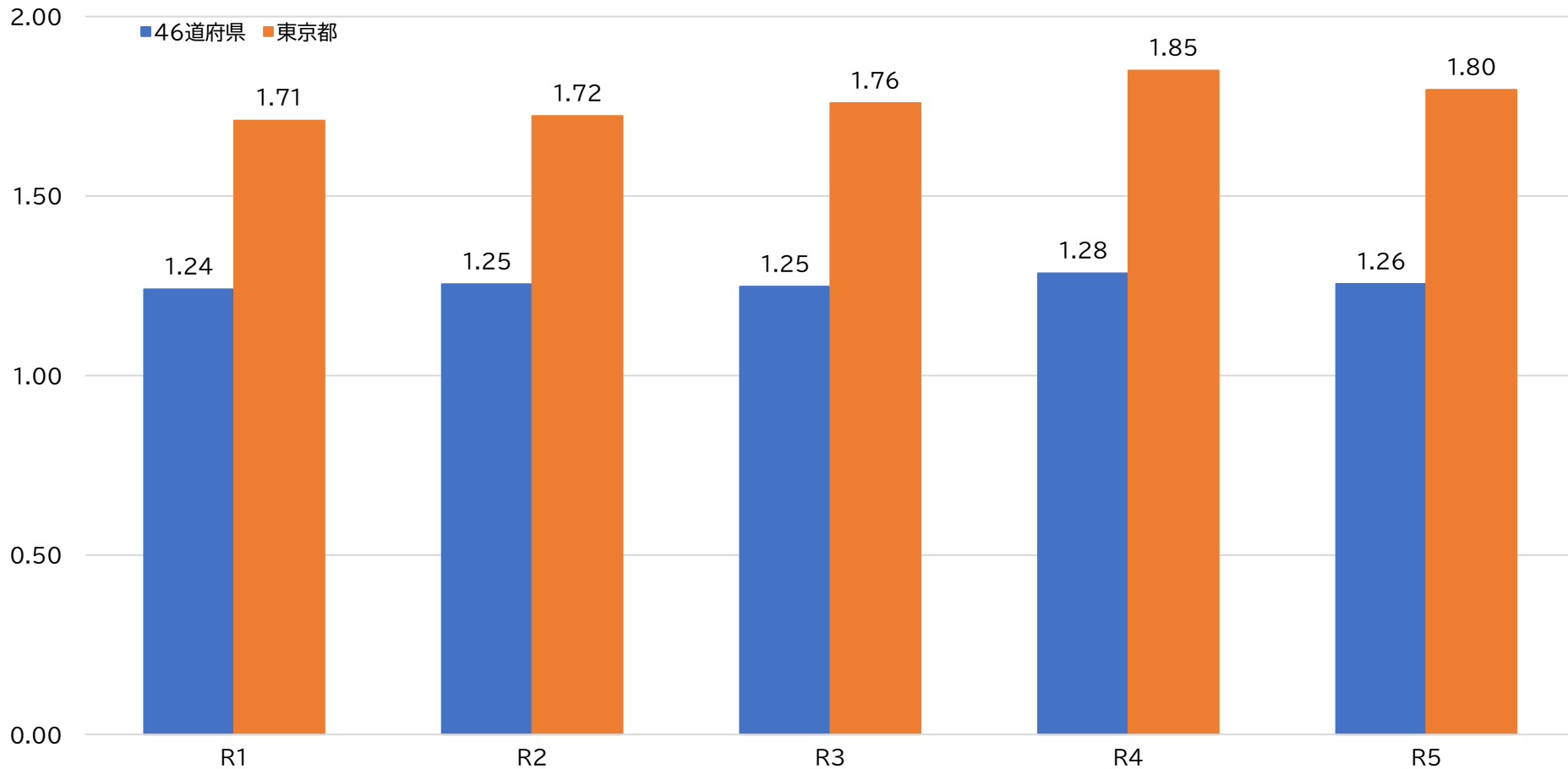


※ 基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」(総務省HP)、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。

教育費の推移

○ 標準的な行政サービスの提供に必要と推計される一般財源等(基準財政需要額)と実際に支出された一般財源等(決算額)との比較のうち、教育費の推移は以下のとおり。

一般財源等の歳出決算額／基準財政需要額 (R1～5年度、都道府県と市区町村の合計額)



※ 基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」(総務省HP)、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。

行政サービスの地域間格差の状況に係る分析等

- ① 近年、税収に恵まれている東京都では、豊かな財政力を背景に子ども施策をはじめとする様々な施策を打ち出し、行政サービスの地域間格差が拡大している、との見解が示された(第7回検討会:全国知事会、全国町村会、指定都市市長会ヒアリング、第8回検討会:福岡県・埼玉県・秋田県ヒアリング、地方団体アンケート調査)。
- ② こうした東京都の実施する行政サービスについて、東京都以外の多くの道府県や指定都市等からは、同じような行政サービスを実施するためには、巨額の財源が必要であり、実施することは財政上困難、との見解が示された(第7回検討会:指定都市市長会ヒアリング、第8回検討会:福岡県・埼玉県・秋田県ヒアリング、地方団体アンケート調査)。
- ③ 一方で、東京都からは、各地域が抱える課題や状況を踏まえ、それぞれの自治体が必要な行政サービスを展開していくことが、地方自治の基本であり、優先度に応じて、都と同様の施策を展開している自治体も存在するとの見解が示された(第8回検討会:東京都ヒアリング)。

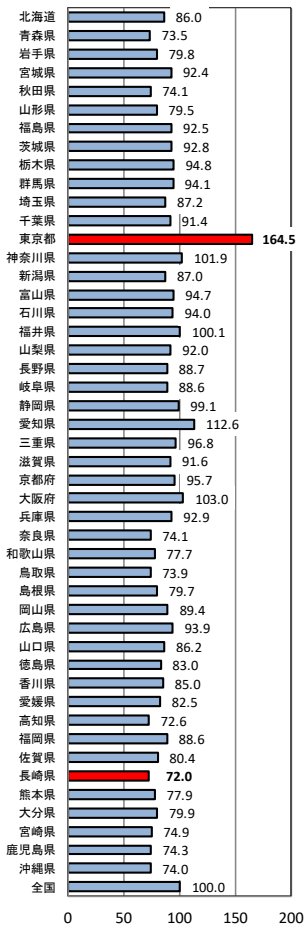
この見解については、他の自治体の施策の内容を見ると同様の施策とはいえないのではないか、東京都と同等の規模・条件で行政サービスを実施している自治体は他になく、それだけを見ても財政力格差・行政サービスの格差が生じているといえるのではないか、との意見が出された。
- ④ 標準的な行政サービスの提供に必要なと推計される一般財源等(基準財政需要額)と、実際に支出された一般財源等(決算額)を比べると、東京都は、他の道府県と比べて全体的に高い水準となっており、統計的にも、他の道府県に比べ充実した行政サービスが提供されている可能性が示唆された(第8回検討会:福岡県ヒアリング)。

地方団体間の税収の偏在や 財政力格差の状況等

人口一人当たりの税収額の指数(令和5年度決算額)

地方税計

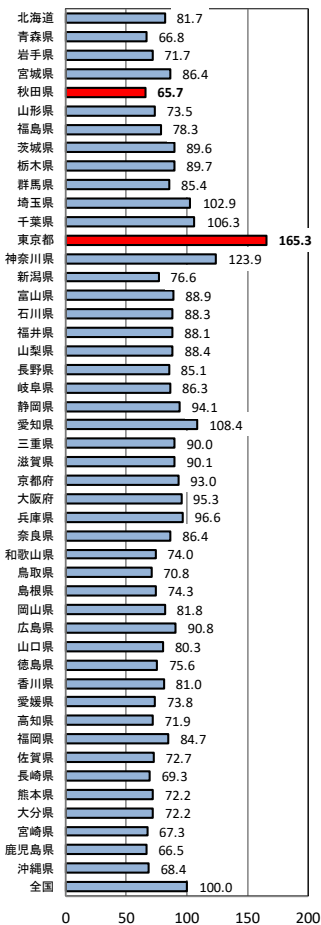
最大/平均: 1.6倍
(最大/最小: 2.3倍)



43.5兆円

個人住民税

最大/平均: 1.7倍
(最大/最小: 2.5倍)

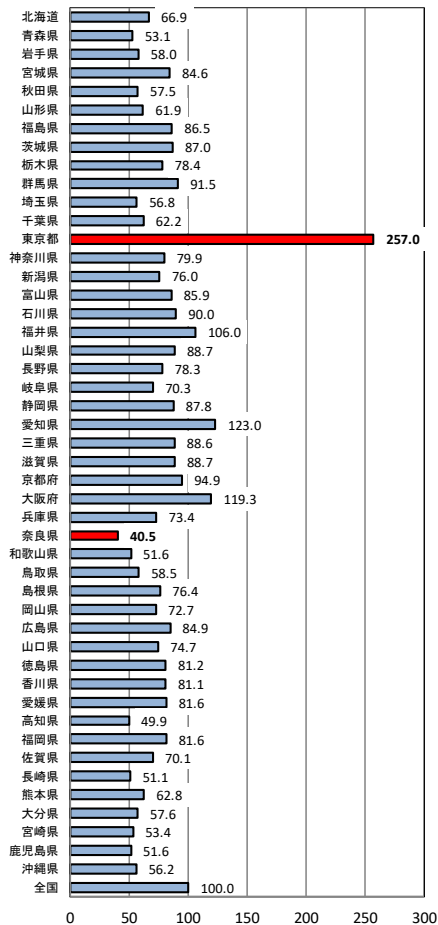


13.4兆円

地方法人二税

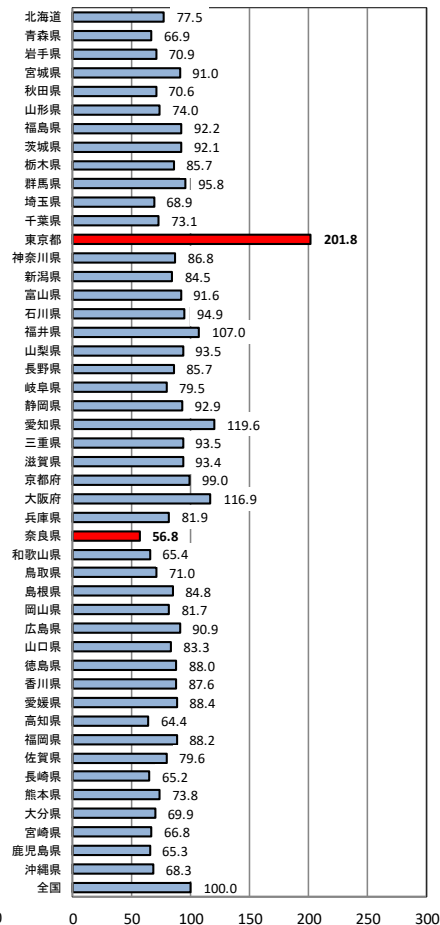
【特別法人事業譲与税を含まない場合】 【特別法人事業譲与税を含む場合】

最大/平均: 2.6倍
(最大/最小: 6.3倍)



7.0兆円

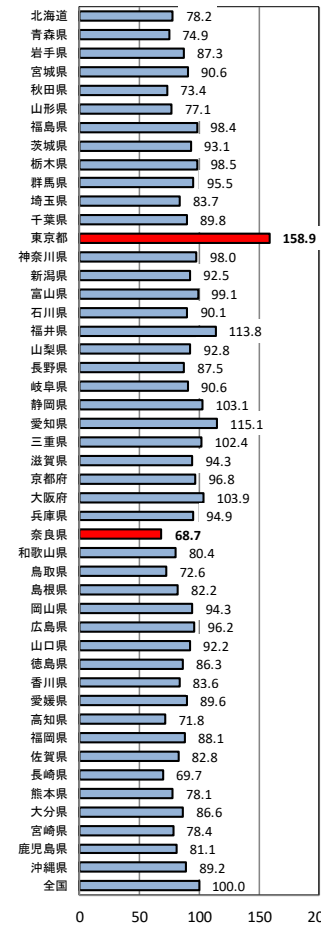
最大/平均: 2.0倍
(最大/最小: 3.6倍)



9.1兆円

固定資産税

最大/平均: 1.6倍
(最大/最小: 2.3倍)



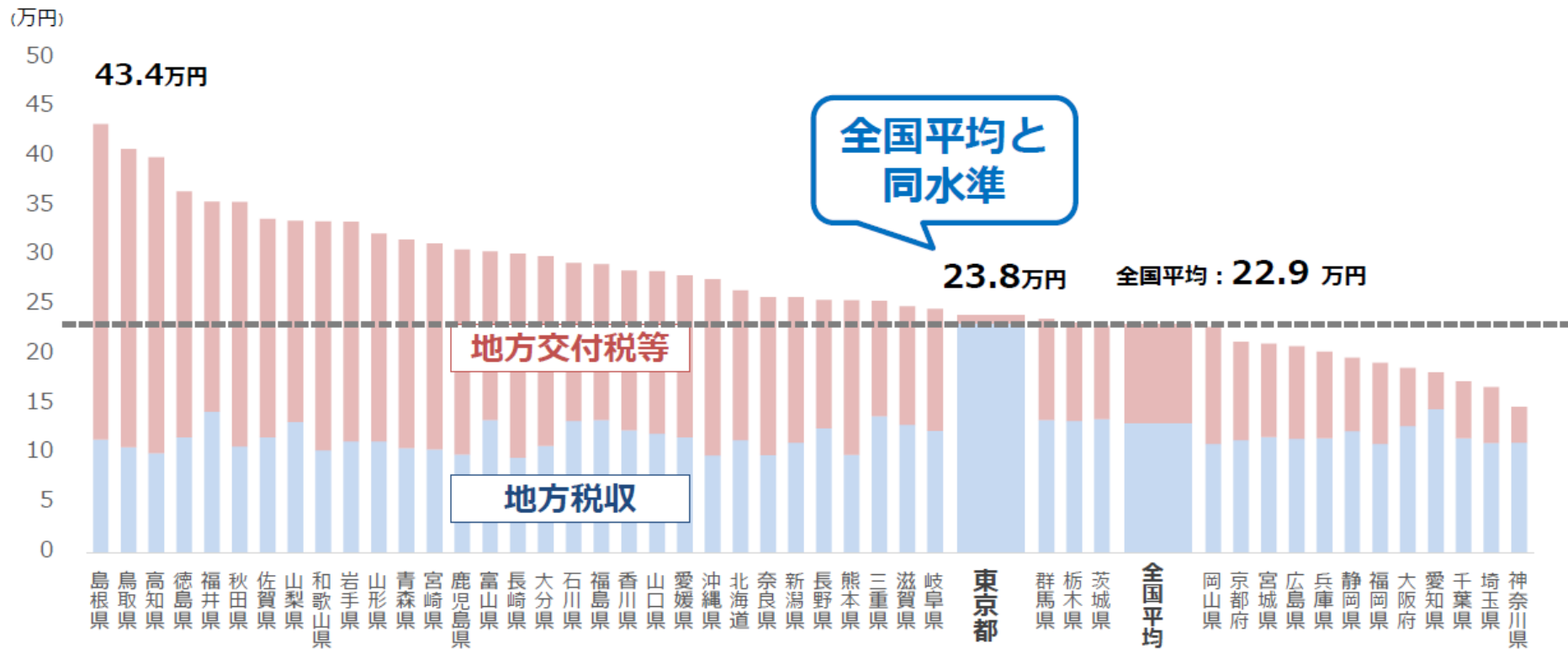
9.9兆円

(注1) 上段の「最大/平均」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を平均で割った数値であり、「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
(注2) 地方税計は特別法人事業譲与税を含まない額である。

人口1人当たりの一般財源額は、全国と同水準で是正すべき偏在はない

- ✓ 人口1人当たりの一般財源額で比較した場合、**都は全国平均と同水準**
- ✓ 自由に使える財源が潤沢にあるわけではなく、**是正すべき「偏在」など存在しない**

■ 人口1人当たり一般財源額の比較 ※令和5年度決算

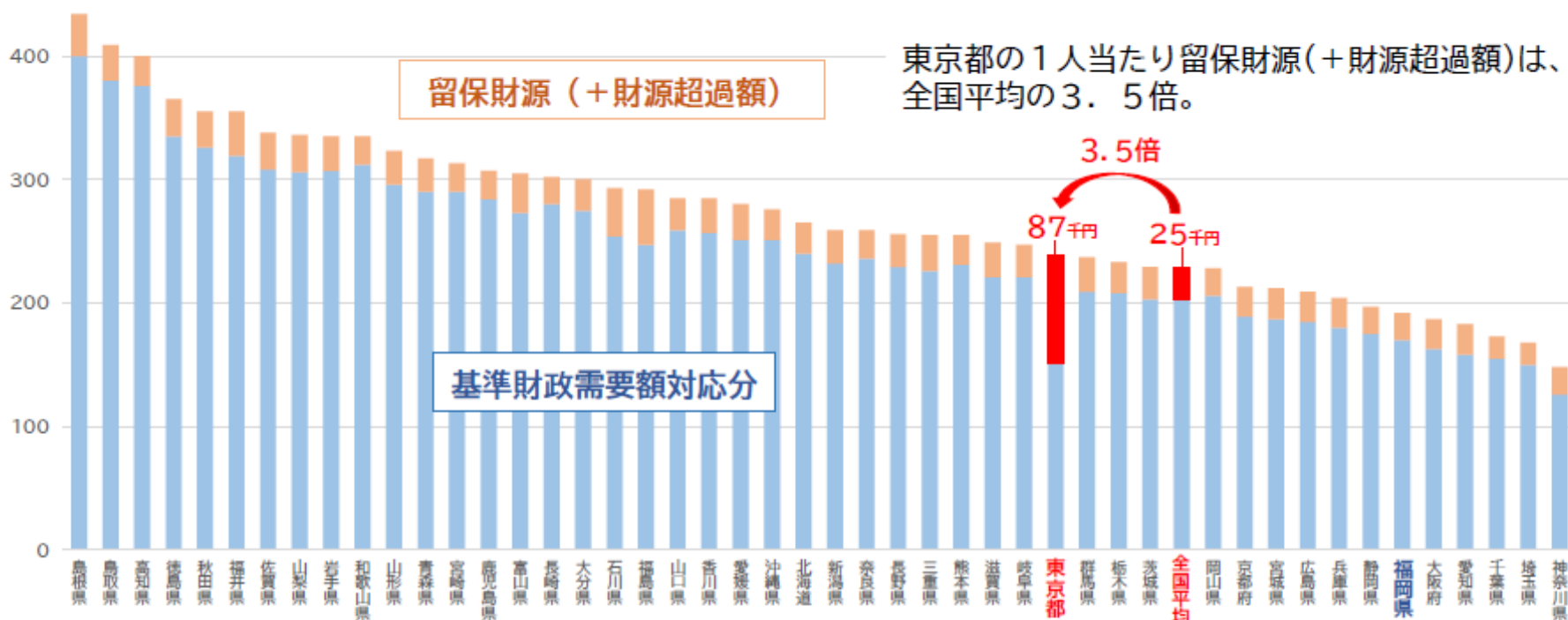


1人当たり一般財源について

- 東京都の人口1人当たり一般財源は全国平均とほぼ同水準であるが、標準的な財政需要（基準財政需要額）への充当割合が非常に低いため、留保財源と財源超過額により都独自の施策を実施できる。

1人当たり一般財源の内訳

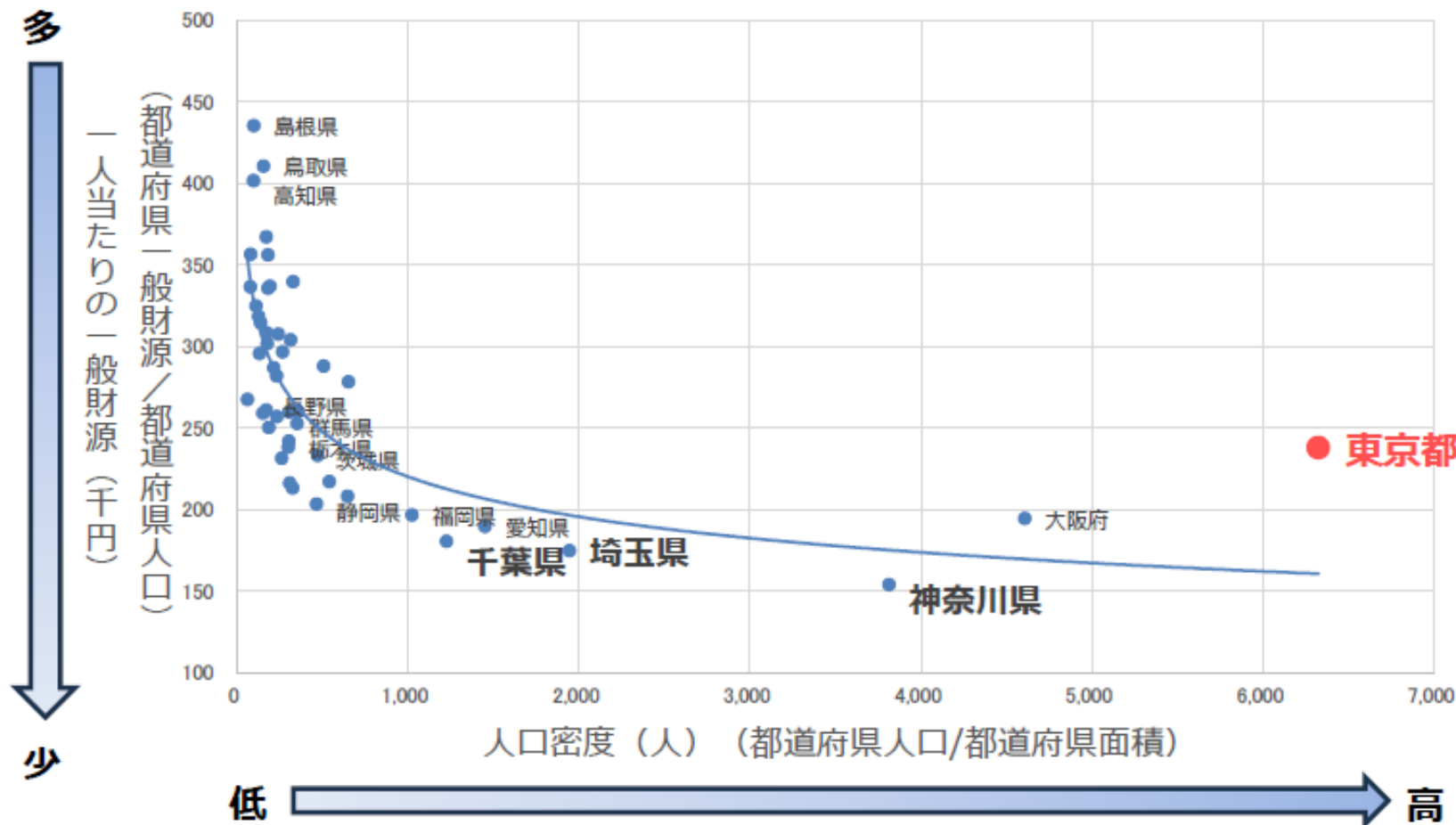
(単位:千円)



※ 1人当たり一般財源は東京都と同様の方法で算定。
 ※ 地方税+交付税=基準財政需要額+留保財源(+財源超過額)であるため、1人当たり一般財源から1人当たり基準財政需要額(道府県分)を控除して1人当たり留保財源(+財源超過額)を算出。

税財源の偏在について ～一人当たり一般財源額と人口密度～

- 通常、人口密度が上昇するほど、一人当たり一般財源額は小さくなる傾向にあるところ、東京都は、その傾向から外れ、高い水準にある。



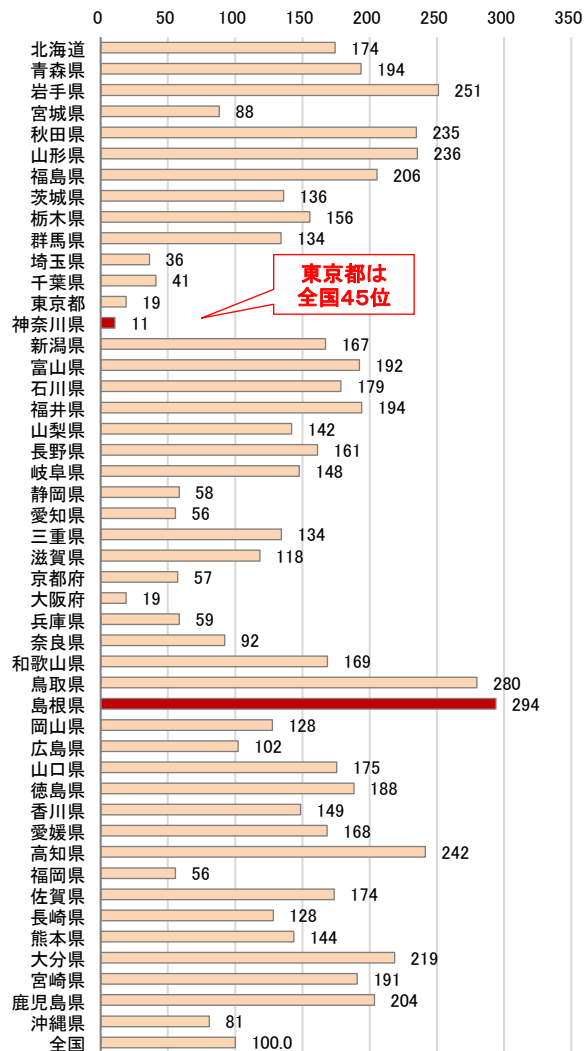
注)「令和5年度都道府県決算カード」(総務省)から作成

人口一人当たりの行財政需要の指数

○ 集積された都市構造により、東京都の道路面積、河川延長、高等学校教職員数などの行政コストは全国最小レベル。

道路面積

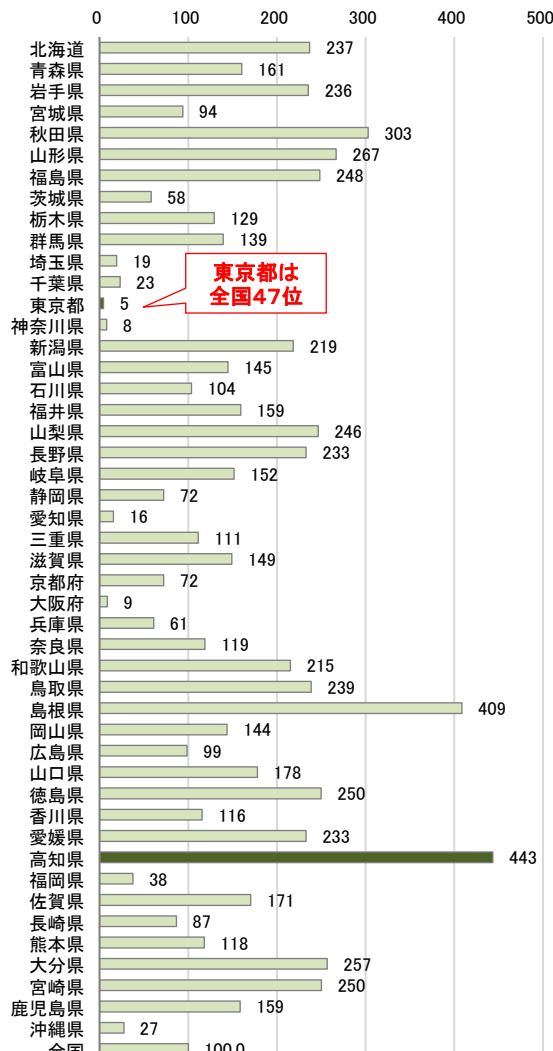
最大/最小 27.8倍



東京都は
全国45位

河川延長

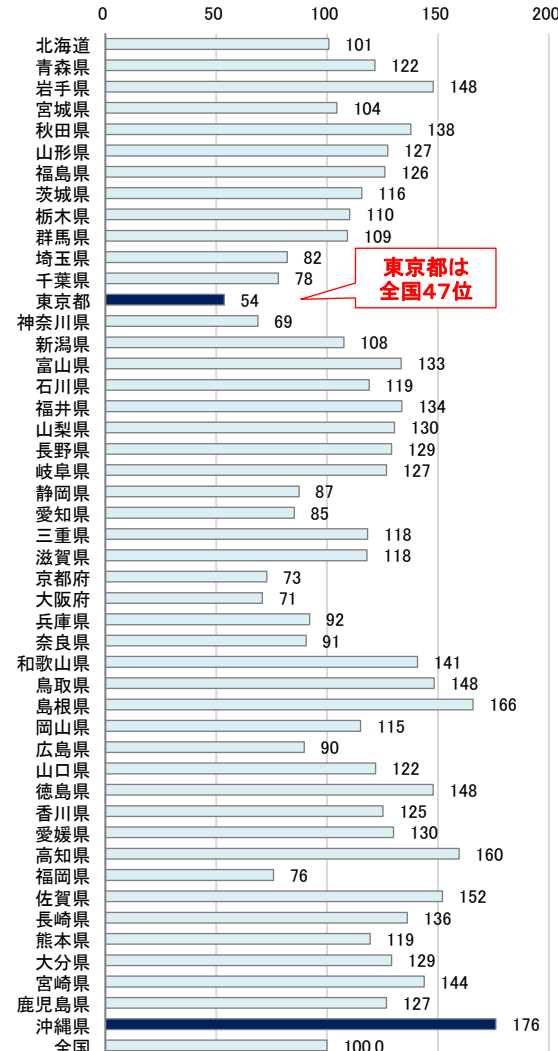
最大/最小 98.0倍



東京都は
全国47位

高等学校教職員数



最大/最小 3.3倍

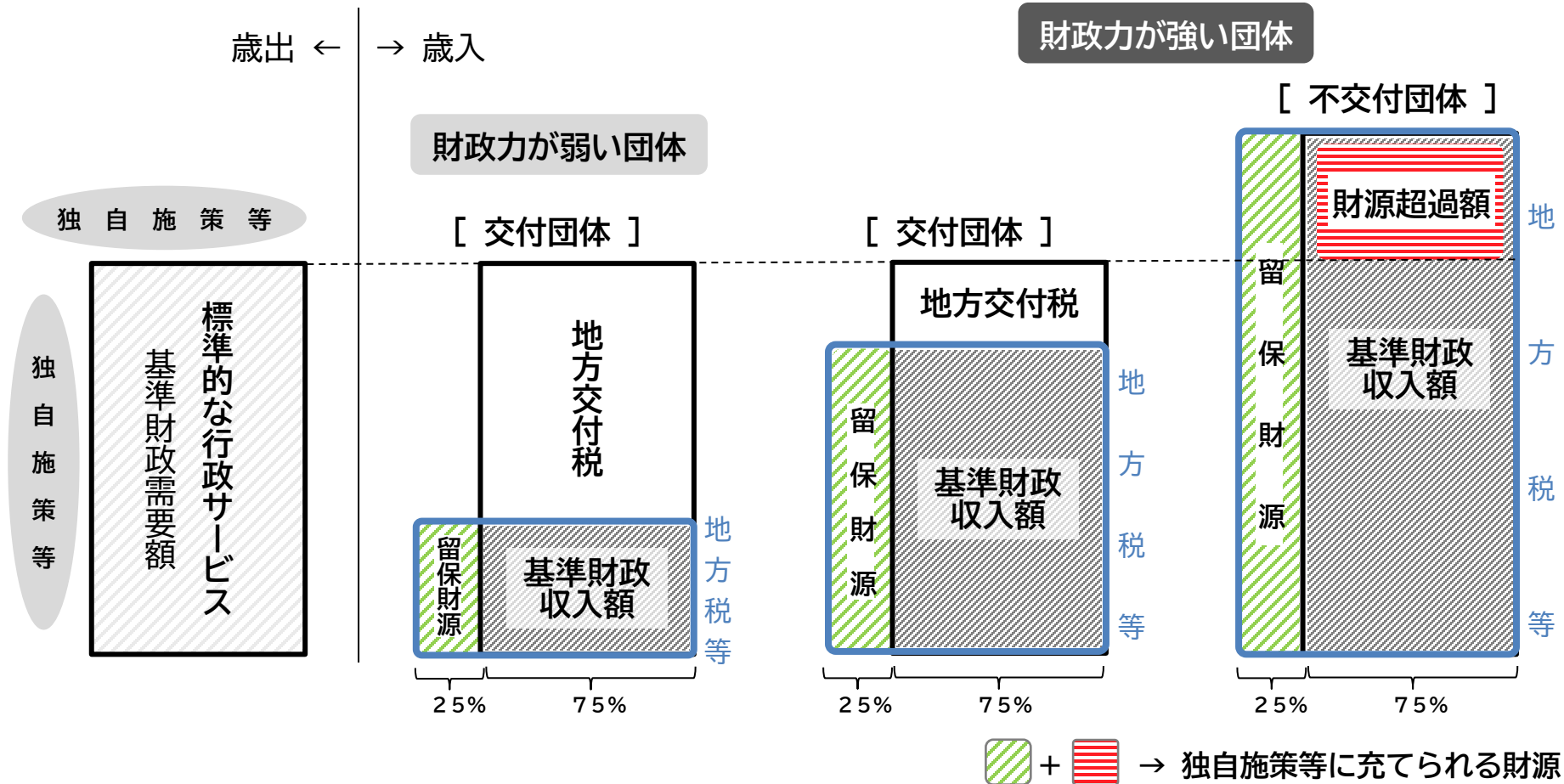


東京都は
全国47位

(注)R7年度の普通交付税算定(都道府県分)における測定単位の数値(補正前)により比較したもの。上段の「最大/最小」は都道府県ごとの人口一人当たり測定単位の最大値を最小値で除した数値。

地方団体の一般財源(地方税等と地方交付税)の構造

- 地方交付税制度を通じて、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも標準的な行政サービスを提供できるよう財源を保障。
- 地方団体の標準的な行政サービス以外の財政需要については、「留保財源 」（地方税収入見込額の原則25%）を充てることとなるほか、不交付団体においては標準的な水準の行政サービスの提供に必要な財源を上回る「財源超過額 」が存在。

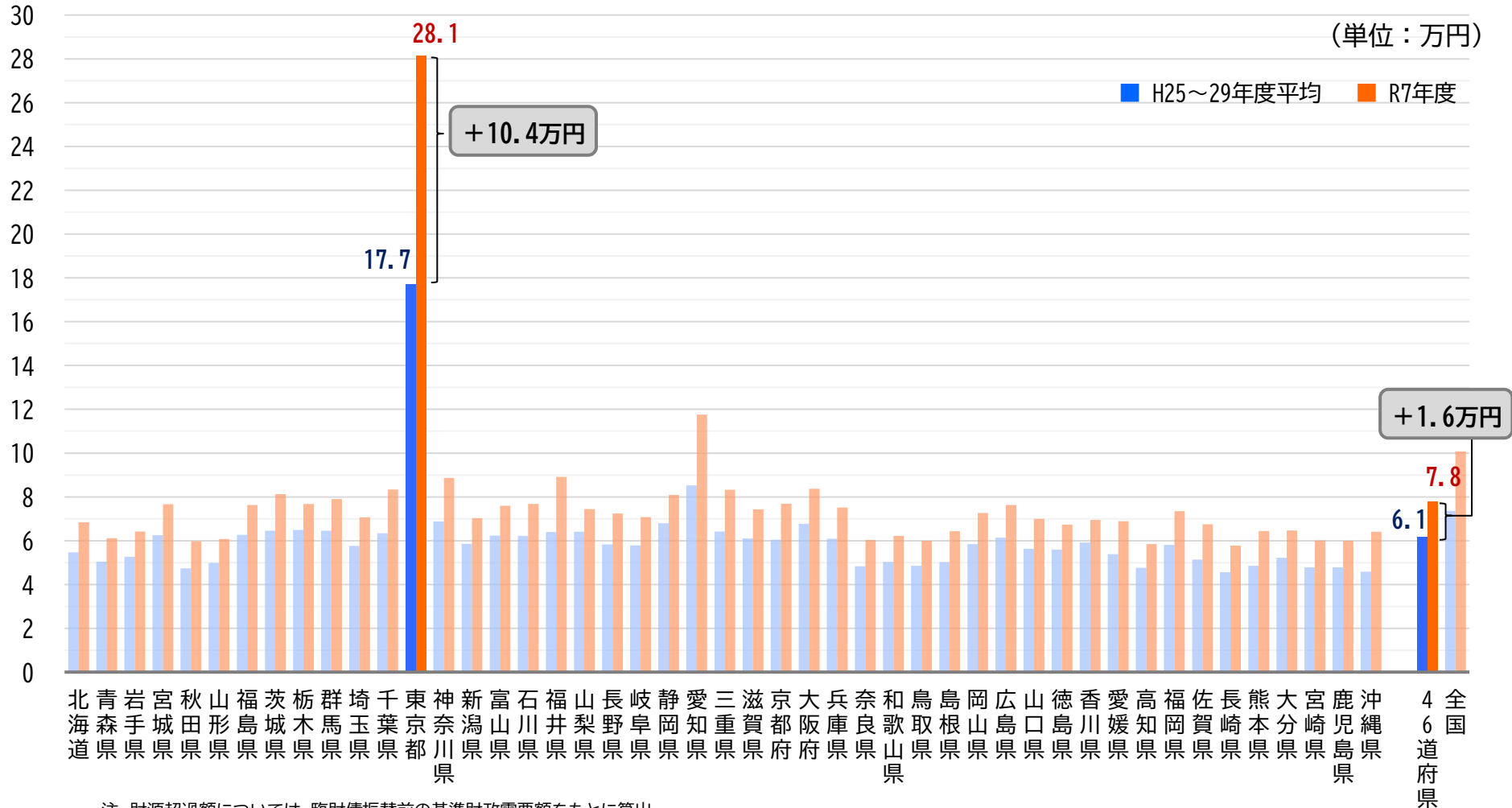


※ 各地方団体の標準財政収入額は、地方税等収入の原則として75%であるが、一部（個人住民税の一部、地方消費税の一部など）100%のものもある。

各地方団体が独自施策等に充当可能な財源(都道府県・市町村合計)の状況

- 各地方団体が独自施策等に当てられる財源※の東京都（都・市区町村合計）における人口一人当たりの額は、令和7年度で28.1万円。46道府県平均 7.8万円の約3.6倍となっている。
- 平成25～29年度平均比では、東京都は10.4万円増加する一方、46道府県は1.6万円の増加に留まっている。

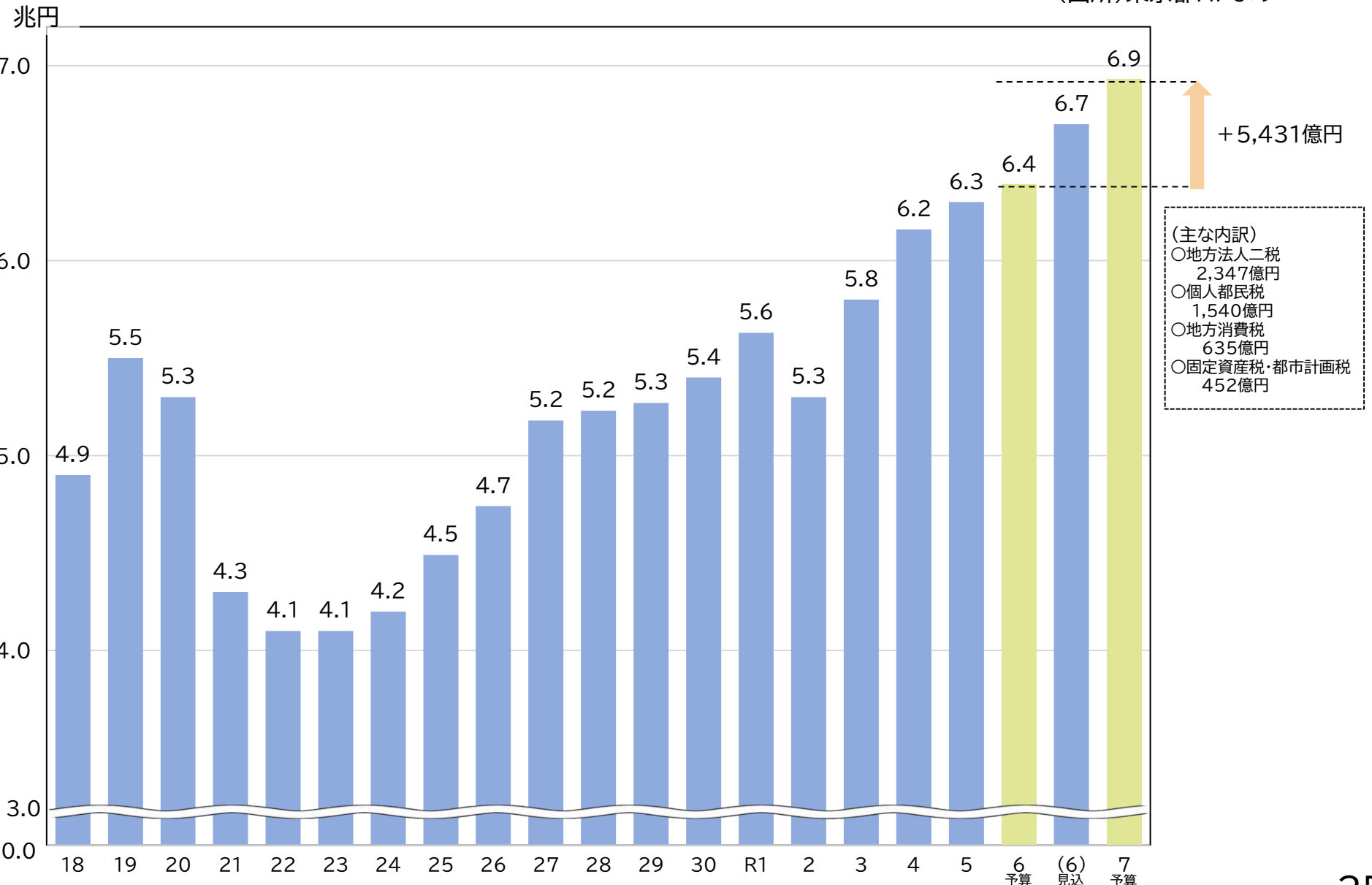
※ 留保財源+財源超過額：地方交付税による財源保障・財源調整の対象とならない財源



注 財源超過額については、臨財債振替前の基準財政需要額をもとに算出。
人口は、各年度の1月1日時点の住民基本台帳人口によるが、R7年度においては令和7年1月1日時点の住民基本台帳人口による。

東京都の税収の推移

(出所)東京都HPより

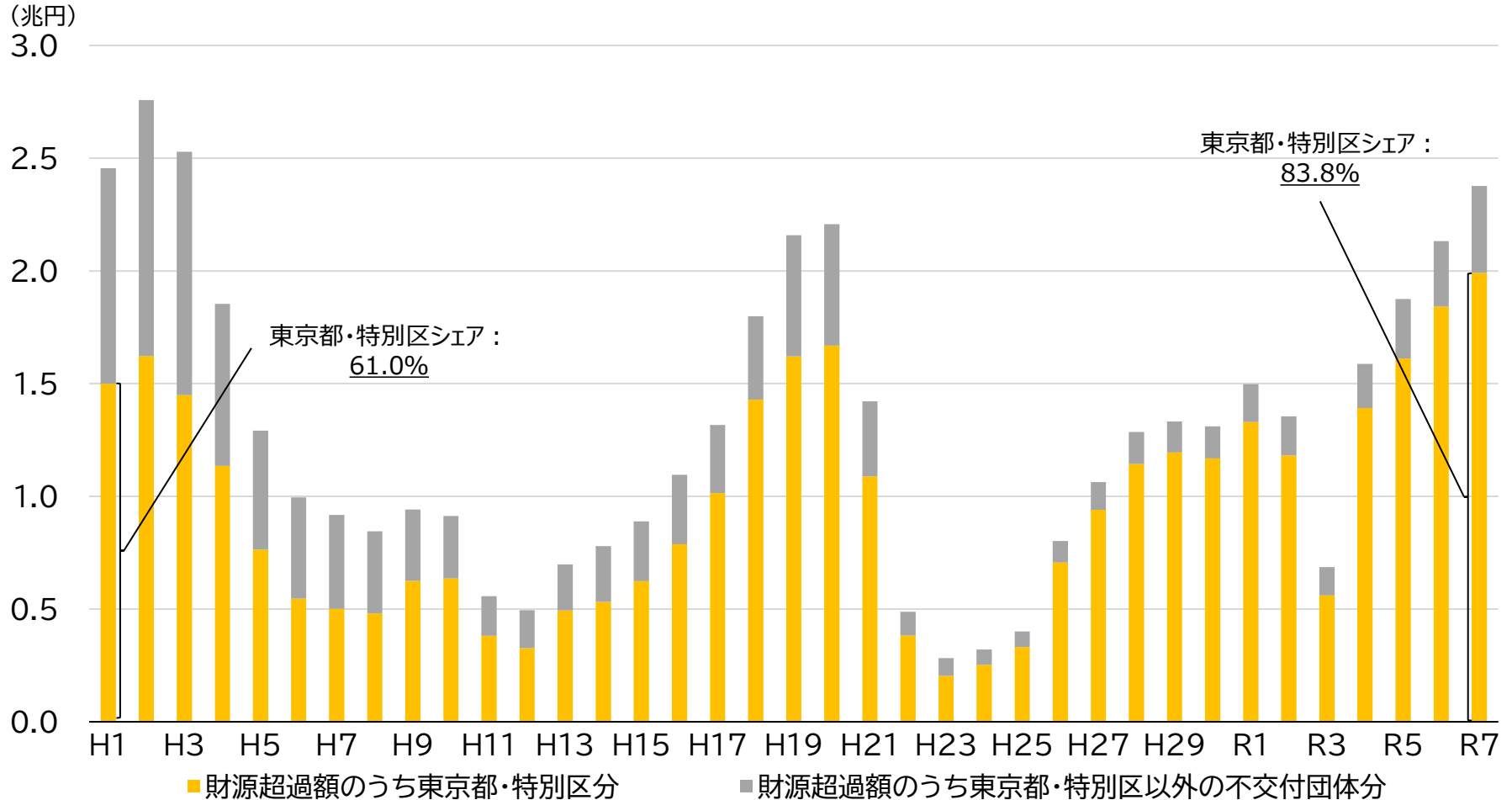


(注) 令和5年度までは決算額、令和6年度は予算額及びR7.3末現在の収入済額、令和7年度は予算額であり、特別法人事業譲与税等を含まない。

東京都・特別区の財源超過額の推移

○ 東京都の財源超過額が過去最高(2.0兆円、令和7年度)となっているとともに、財源超過額全体に占める東京都及び特別区のシェアも増加基調で推移し(H1:61.0%⇒R7:83.8%)、近年は高い状態が継続。

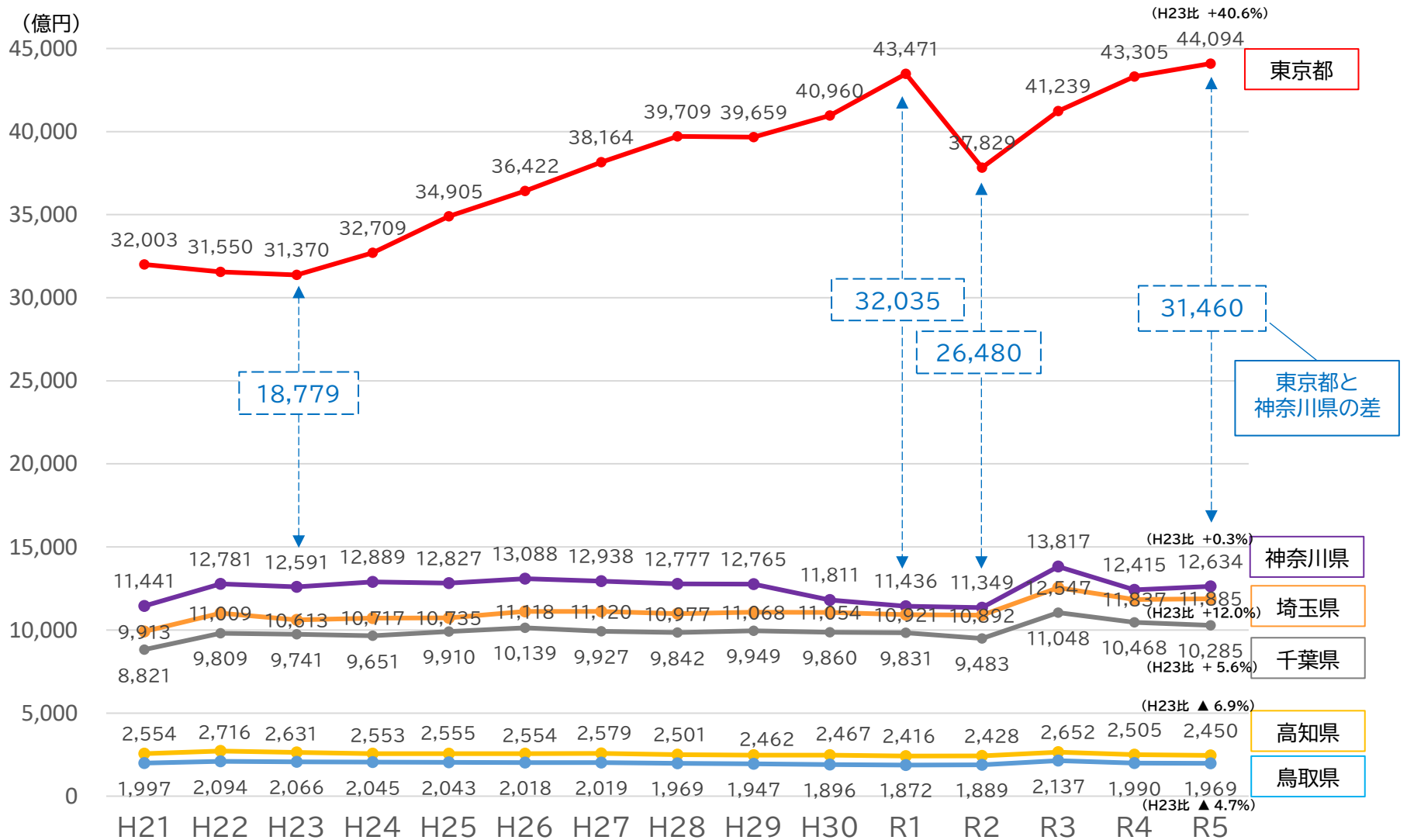
※財源超過額：普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額



(出典)総務省「地方交付税等関係計数資料」

1都3県等の一般財源の推移

○ 東京都は周辺3県に比べて一般財源の額が大きい。また、近年増加傾向にある。

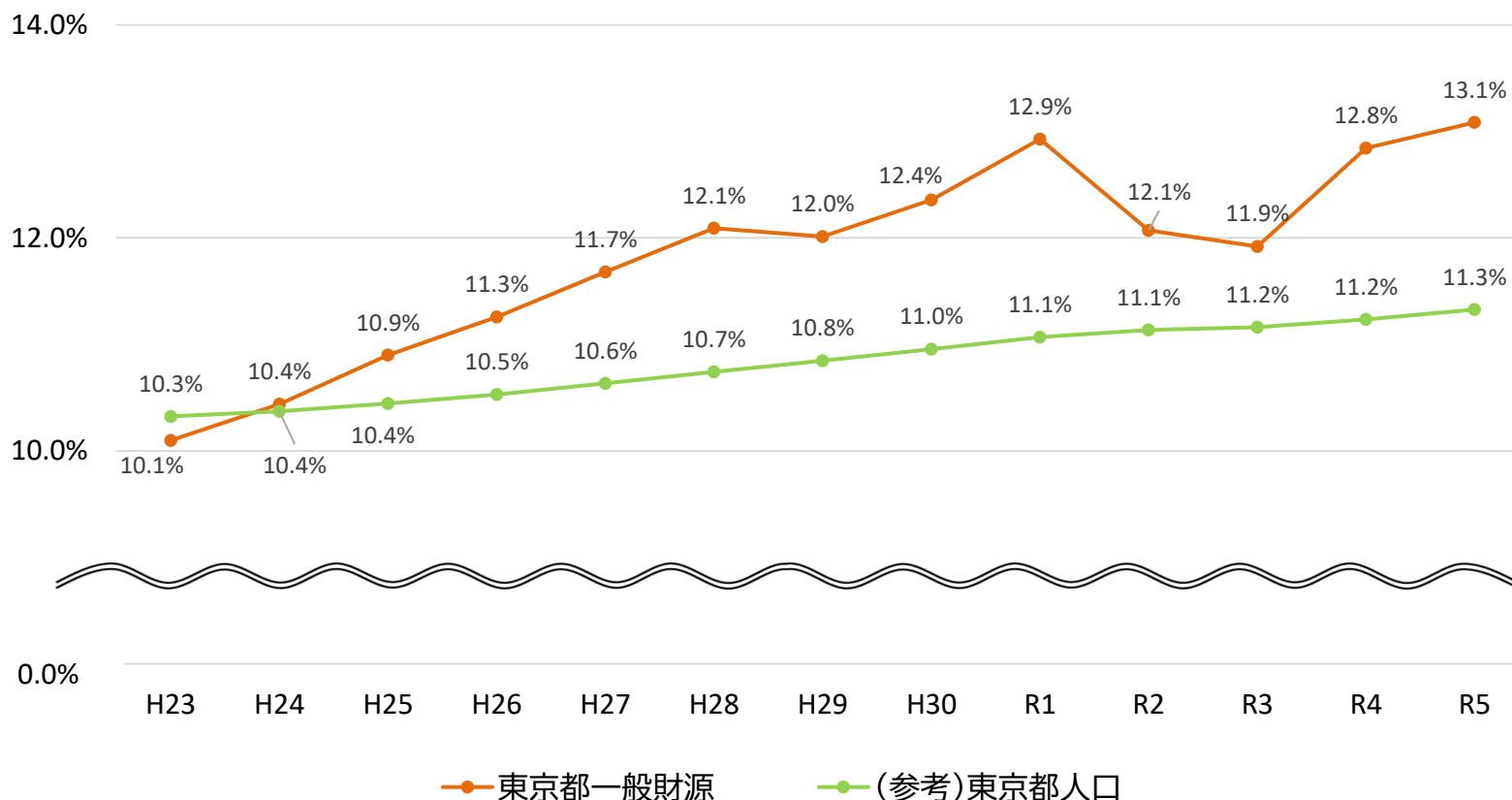


※「一般財源」は「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金等」、「地方交付税」及び「臨時財政対策債」の合計額から法定外税、超過課税、臨時財政対策債償還費等を控除したもの。東京都の「地方税」は、都が徴収する地方税であり、都区財政調整交付金等を控除して作成。

全国に占める東京都の一般財源のシェア推移

全国の都道府県及び市区町村の一般財源に占める東京都(特別区及び都内市町村含む)の一般財源の割合はH23(10.1%)からR5(13.1%)に増加。

全国の都道府県及び市区町村の一般財源に占める
東京都(特別区及び都内市町村含む)一般財源の割合の推移



(注)「一般財源」は「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金等」、「地方交付税」及び「臨時財政対策債」の合計額から法定外税、臨時財政対策債償還費等を控除したもの。東京都の「地方税」は、都が徴収する地方税であり、都区財政調整交付金を控除して作成。

地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況に係る分析等

- ① 人口一人当たりの税収額を都道府県別に比較すると、地方税合計では、最大の東京都と最小の長崎県で2.3倍の差がある(令和5年度決算額)。
- ② 地方税に地方交付税等を加えた、人口一人当たりの一般財源額を都道府県別に比較した場合、東京都は全国平均と同水準との見方がある(第8回検討会:東京都ヒアリング)。
- ③ 一方で、狭い面積に人口が集中している東京都は、標準的な行政サービスの提供に必要なコストが相対的に小さいことから、標準的な財政需要への充当割合が非常に低いため、留保財源と財源超過額により東京都独自の施策が実施できるとの見方や、人口密度が上昇するほど人口一人当たりの一般財源は小さくなる傾向にあるところ、東京都はその傾向から外れて、高い水準にあるとの見方もある(第8回検討会:福岡県・埼玉県ヒアリング)。
- ④ 各地方団体が独自施策等に当てられる財源(留保財源+財源超過額)は、東京都とそれ以外の道府県との間に大きな格差が存在するとの指摘がある(第7回検討会:指定都市市長会ヒアリング、第8回検討会:福岡県・埼玉県・秋田県ヒアリング、地方団体アンケート調査)。
東京都の財源超過額は、過去最高(令和7年度)となっている。
- ⑤ これらの背景として、近年、東京都の税収、特に地方法人二税が大きく増加しているとの指摘があるとともに、固定資産税についても、集積によって地価が上昇してくれば税収として伸びてくる面があるとの指摘がなされた(第7回検討会:指定都市市長会ヒアリング、第8回検討会:東京都・埼玉県・秋田県ヒアリング)。
東京都は、周辺3県に比べて一般財源の額が大きく、その差は近年増加傾向にあるとともに、全国に占める東京都の一般財源のシェアも増加傾向にある。

その他の財政力格差に関連する資料

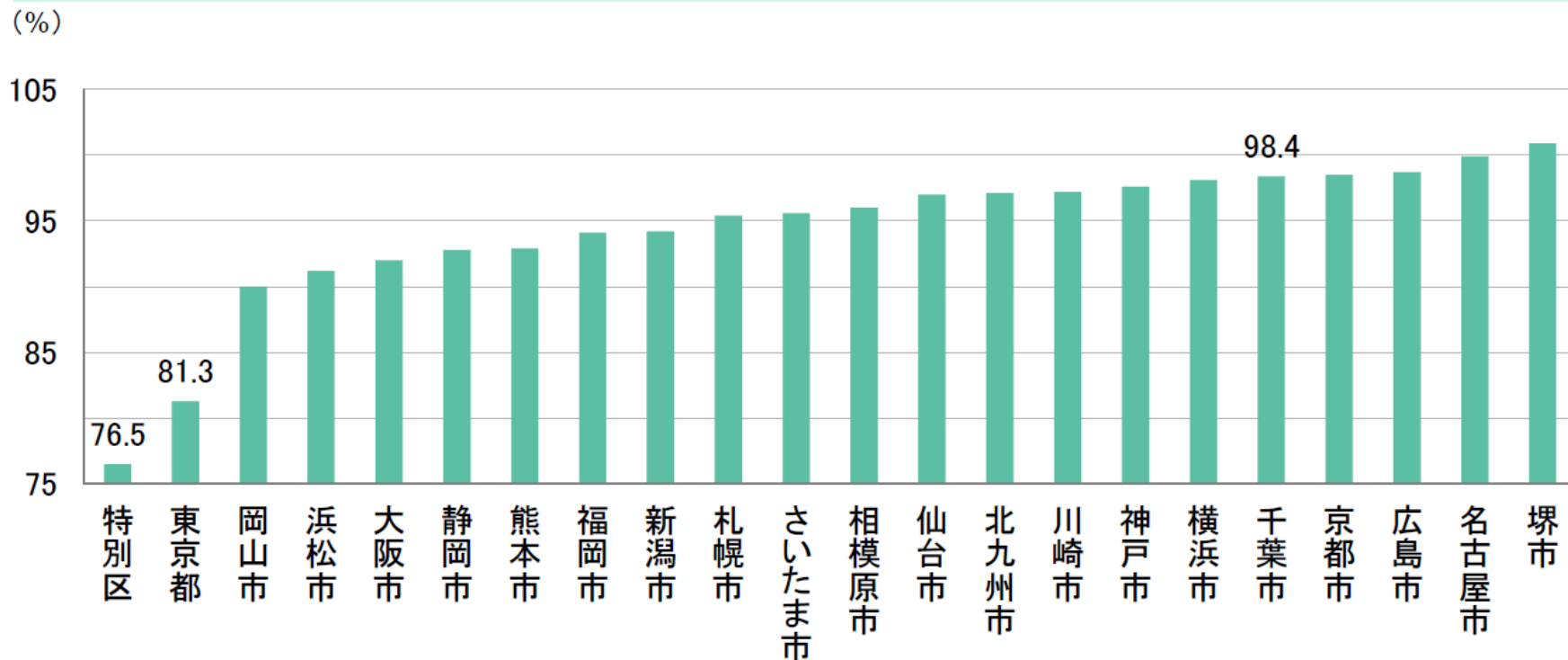


指定都市市長会
Mayors Association of Designated Cities



経常収支比率(令和5年度)

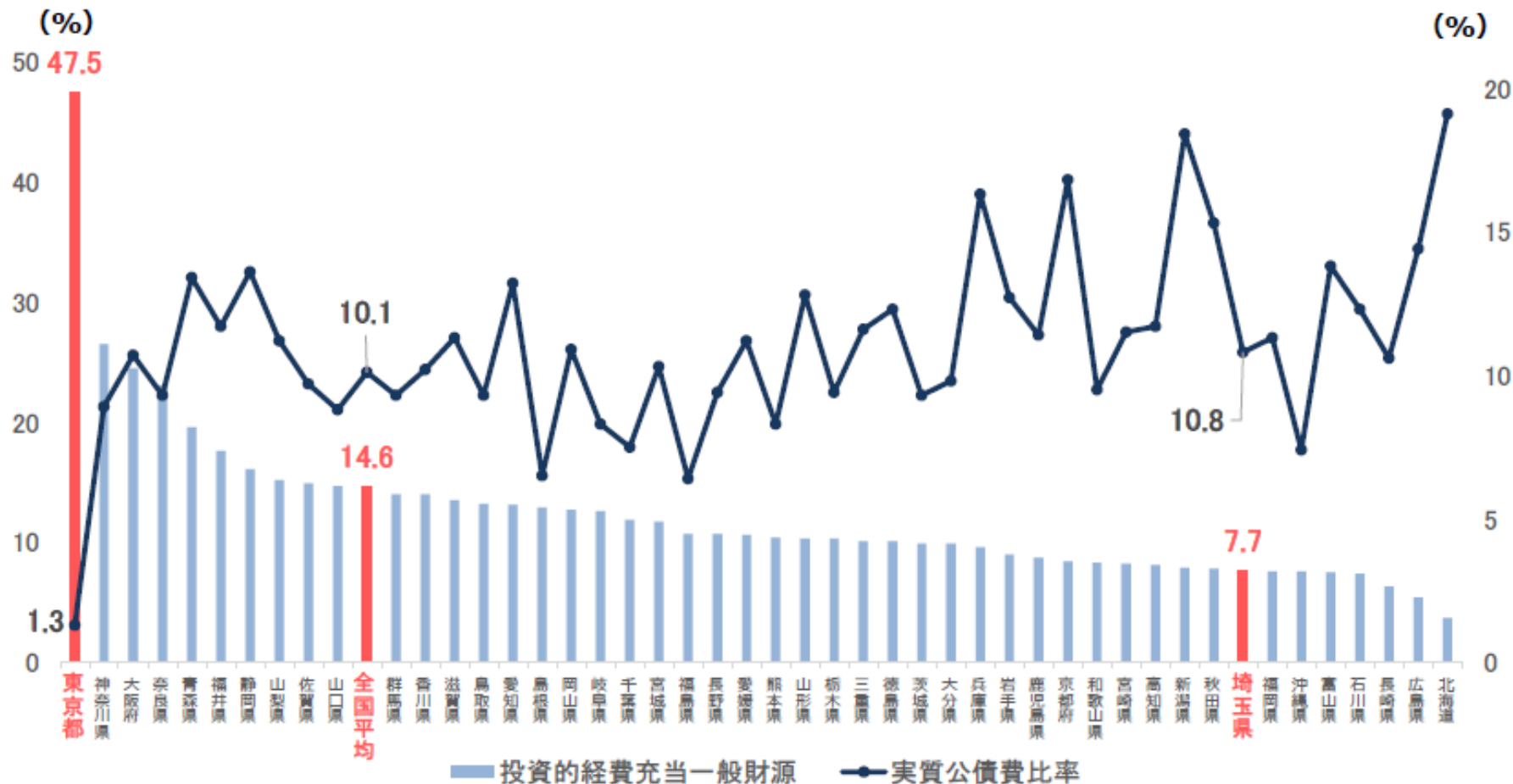
■ 経常収支比率を見ると、東京都及び特別区の比率が指定都市20市と比べ突出して低く、自由に使える財源が潤沢である。



※数値は総務省HPIに掲載されている財政状況資料集及び東京都発表の特別区普通会計決算概要より。

税財源の偏在について ~投資的経費充当の一般財源の割合~

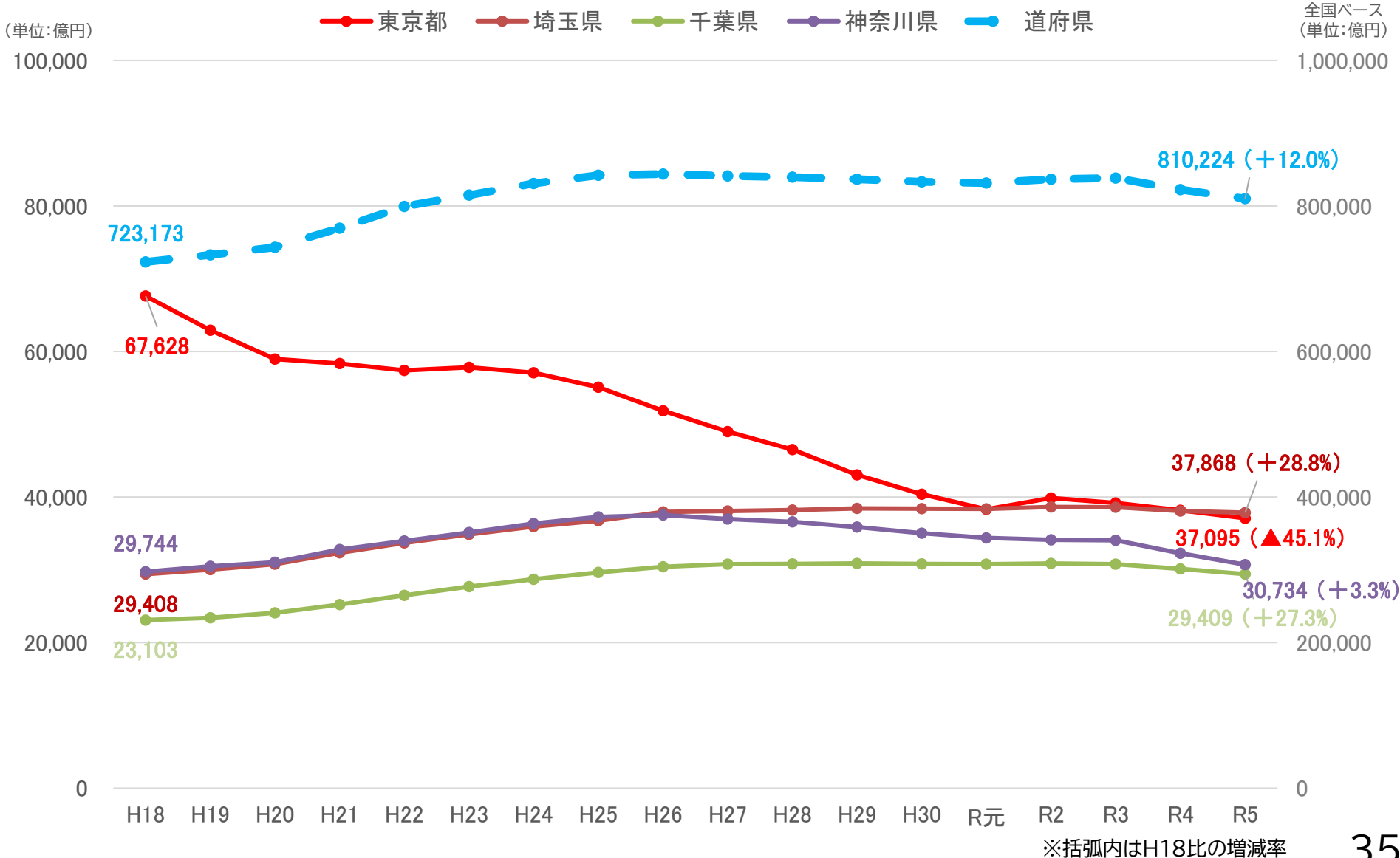
- 東京都は、投資的経費充当の一般財源の割合が47.5%で、全国平均の14.6%を大きく上回っている。
- また、実質公債費比率が1.3%と全国平均の10.1%を大きく下回っている。



注)「令和5年度都道府県決算カード」(総務省)から作成

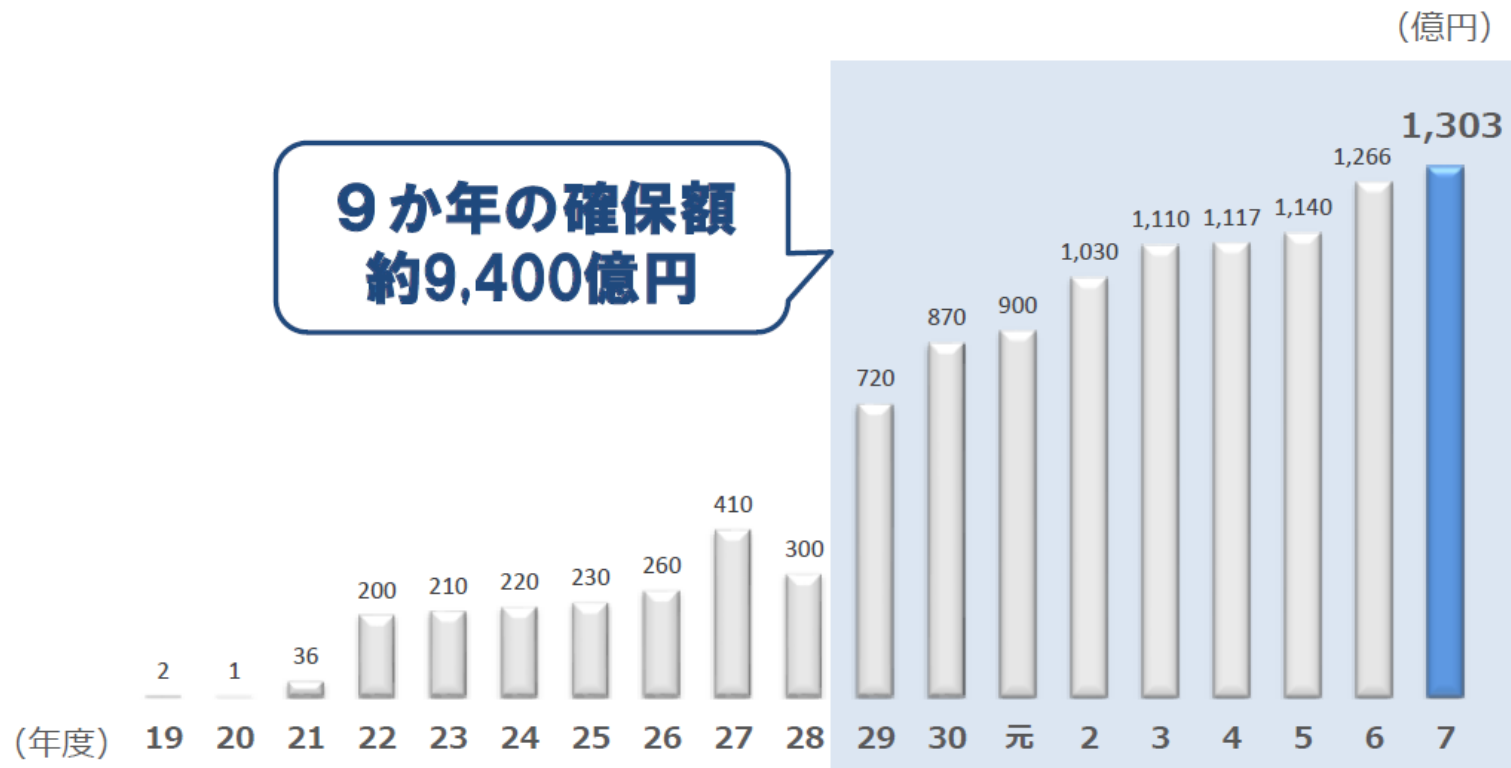
地方債残高の推移

○ 都道府県の借入金(地方債)残高について、東京都はH18→R5の20年弱で約45%縮減してきている一方、他の道府県は増加傾向。



都は事業の徹底した見直しにより、必要な財源を確保

- ✓ 東京都は、事業の徹底した見直しを実施し、直近9年間では、**合計9,400億円**の財源をねん出
- ✓ 切迫性の高い課題などに対して、対策を講じてきた。



東京都の財源確保の内容(東京都ホームページより)

東京都ホームページ「TOKYOメリハリレビュー見える化ボード・事業評価」評価手法内訳のうち事後検証による評価のシートについて、増減額(R6予算額比で減)が大きい順に上位10事業は以下のとおり。

	事業名	R7予算額 (百万円)	R6予算額 (百万円)	増減 (百万円)	取組区分	取組内容
1	環状第4号線高輪地区整備事業	5,635	15,055	▲9,420	規模等精査	事業進捗を踏まえ用地買収に係る経費等を精査の上、今後の生活再建に向けた取組や工事の実施に必要な経費を計上し、事業を着実に推進
2	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給	0	7,314	▲7,314	事業終了	今後は制度融資を始め、多様な資金調達手段を確保することにより、中小企業者の資金繰りを支援
3	スポーツ施設等の大規模改修(財務局計画分)	82	6,930	▲6,848	規模等精査	これまで都立スポーツ施設として必要な工事内容を十分に検討の上、設計、工事を適切に実施し、今後も引き続き全都・全国的なスポーツ大会や国際大会も開催できる広域的な機能を備えた施設を整備
4	とうきょうママパパ応援事業	3,250	9,070	▲5,820	事業集約	育児パッケージ及びバースデーサポートを東京都出産・子育て応援事業に移行した上で、産後ケア・家事育児支援等の各種母子保健サービスの提供を一層充実
5	高校改革推進計画に基づく改築	3,378	7,400	▲4,021	規模等精査	これまでの工事計画の進捗状況を踏まえ、工程に沿って円滑に工事を進めるため、資材価格の高騰等の社会情勢に応じて工事単価の見直しを行いながら必要な経費を計上し、施設・設備の確保及び充実に必要な取組を継続的に実施
6	都有施設(事業所等)における太陽光発電設備等設置加速化事業	4,681	8,308	▲3,627	規模等精査	これまでの既存都有施設への太陽光発電設備設置の進捗状況を踏まえ、設置可能な施設件数を調査の上、加速化を図り、設置施設充実に必要な経費を計上し、既存都有施設への太陽光発電設備設置の取組を推進
7	街路整備(都市の骨格を形成する幹線道路の整備)	68,394	71,917	▲3,524	規模等精査	都市の骨格となる道路ネットワークを形成するため、昨今の情勢を踏まえて物価高騰による影響額を精査しながら、各箇所の事業進捗を踏まえて工事着手範囲の拡大に必要な経費を計上し、事業を着実に推進
8	新エネルギー推進に係る技術開発支援事業	6,219	9,205	▲2,986	規模等拡大	より社会への波及効果の高い技術の開発及び社会実装を進めるため、支援期間を3年から最大5年へと延長することで採択可能なプロジェクトの範囲の拡大を図りながら、調査・研究や実証等に要する経費を助成し、新エネルギーの開発・普及を促進
9	財政調整交付金	68,605	71,492	▲2,886	規模等精査	国民健康保険事業に要する経費の見込みに基づき、必要な経費を適切に見積もり、区市町村の財政調整に必要な取組を継続的に実施
10	単独事業(新海面)	8,924	11,600	▲2,676	方法見直し	工事規模及び工事範囲の見直しを図り、経費を精査の上、新海面処分場整備に必要な経費を計上

▲49,122

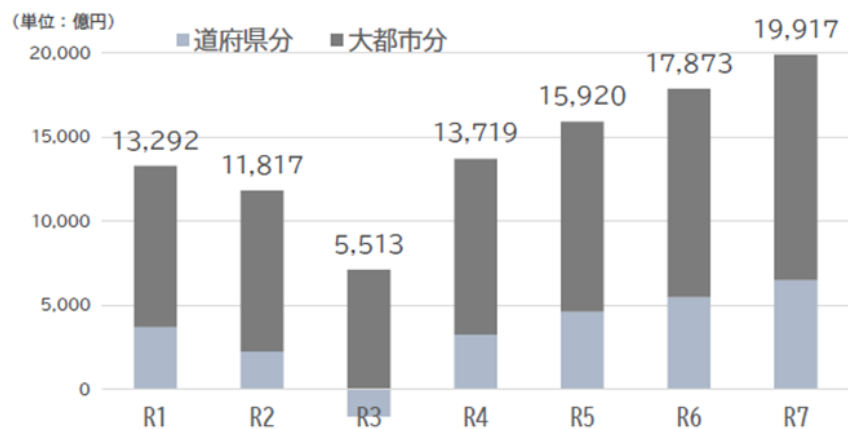


10事業の増減額計▲491億円

東京都の財源超過額、行財政改革について

- 都道府県で唯一の不交付団体である東京都の財源超過額はここ数年大きく増加しており、R7年度は約2兆円に達している。
- また、東京都は9年間で9千億円超という行財政改革を実施している。これだけの改革が可能ということは、削減できない標準的な行政サービスに要する歳出が相対的に少なく、見直し可能な経費が多いことを示している。

東京都の財源超過額の推移



東京都の財源超過額は、新型コロナの影響により減少したが、それ以降大きく増加している。

行財政改革による財源確保額



※ 財源確保額は該年度の改革による効果額のみを計上

その他の財政力格差に係る分析等

- ① 地方団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率を見ると、東京都及び特別区の比率が指定都市20市と比べ突出して低く、自由に使える財源が潤沢である、との見方がある(第7回検討会:指定都市市長会ヒアリング)。
- ② 投資的経費充当の一般財源の状況を見ると、東京都は投資的経費充当の一般財源の割合が47.5%で、全国平均の14.6%を大きく上回っている(第8回検討会:埼玉県ヒアリング)。
地方債残高について、他の道府県は増加傾向にある一方、東京都は縮減傾向にある。
- ③ 東京都からは、事業の徹底した見直しを実施し、直近9年間では、合計9,400億円の財源をねん出しており、切迫性の高い課題などに対して、対策を講じてきたとの見解が示された(第8回検討会:東京都ヒアリング)。
この点について、東京都のホームページを見ると、公共事業の事業進捗によるものや単なる事業の組替えなどが事業見直しに計上されており、本来的な意味での事業の見直しとはいえないのではないかとの意見もあった(第8回検討会:東京都ヒアリング)。
また、東京都は9年間で9千億円超という行財政改革を実施しており、これだけの改革が可能ということは、削減できない標準的な行政サービスに要する歳出が相対的に少なく、見直し可能な経費が多いことを示しているとの指摘があった(第8回検討会:福岡県ヒアリング)。

資 料

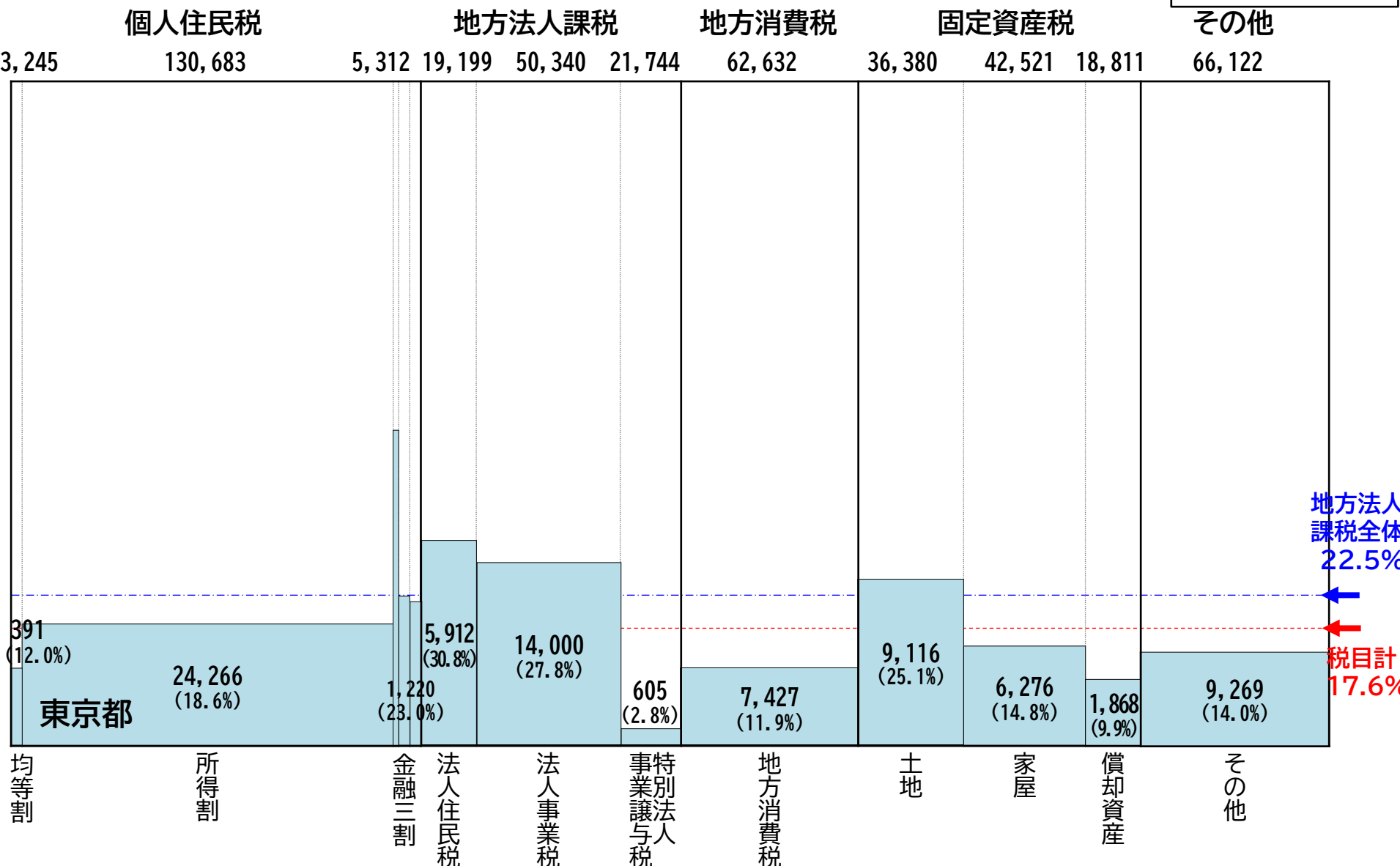
(ご質問があった事項への回答)

税収シェアの変遷

全国・東京都の地方税収(令和5年度決算)

全国計 (単位:億円)

計 45兆 6,989 億円



(注)1 税収額は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額である。地方消費税は清算後の額である。

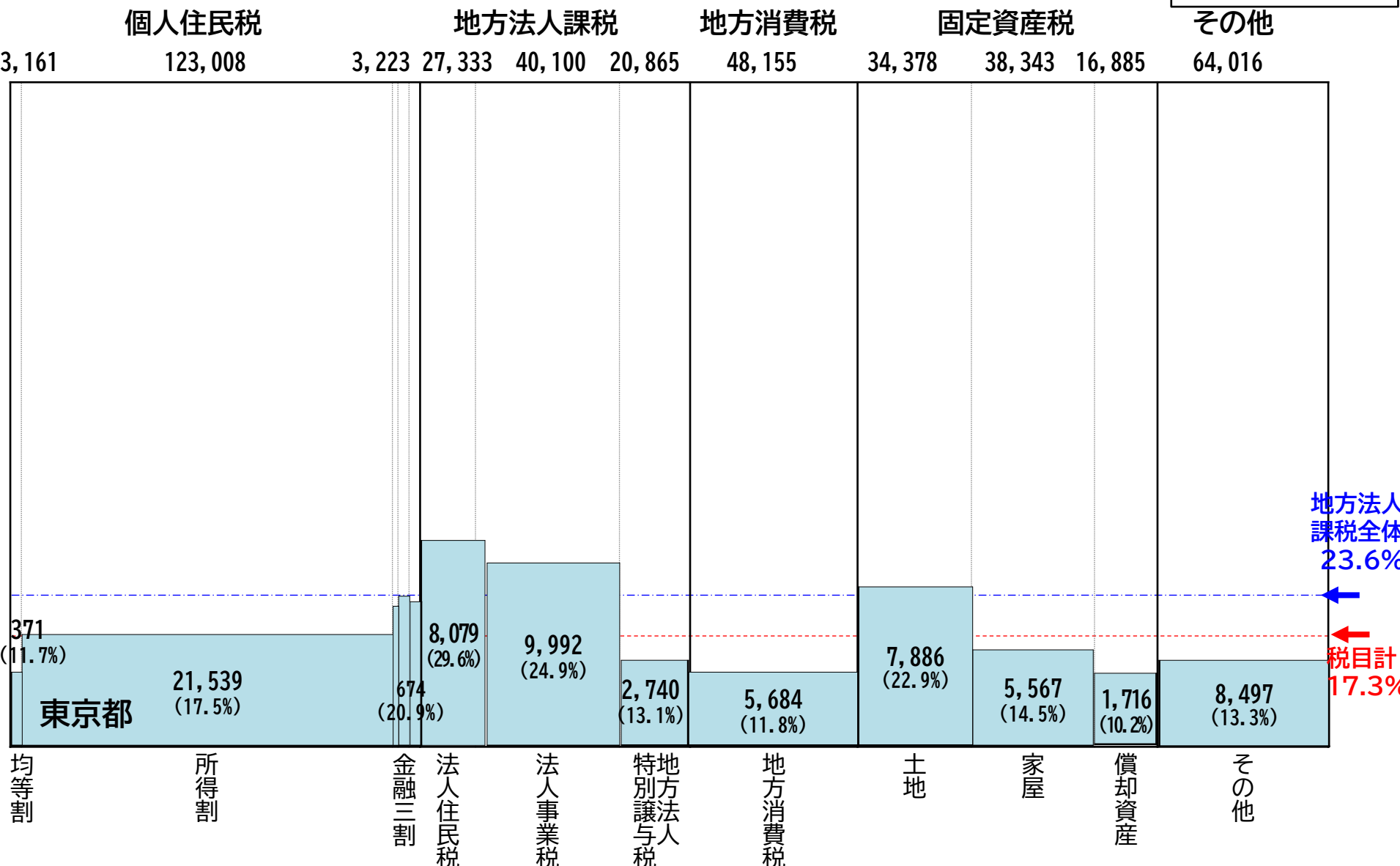
2 特別法人事業譲与税の原資である特別法人事業税は、都道府県が徴収する国税。

3 東京都の税収は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額である。

全国・東京都の地方税収(平成30年度決算)

全国計 (単位:億円)

計 41兆 9,467 億円



地方法人課税全体 23.6%

税目計 17.3%

(注)1 税収額は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額である。地方消費税は清算後の額である。

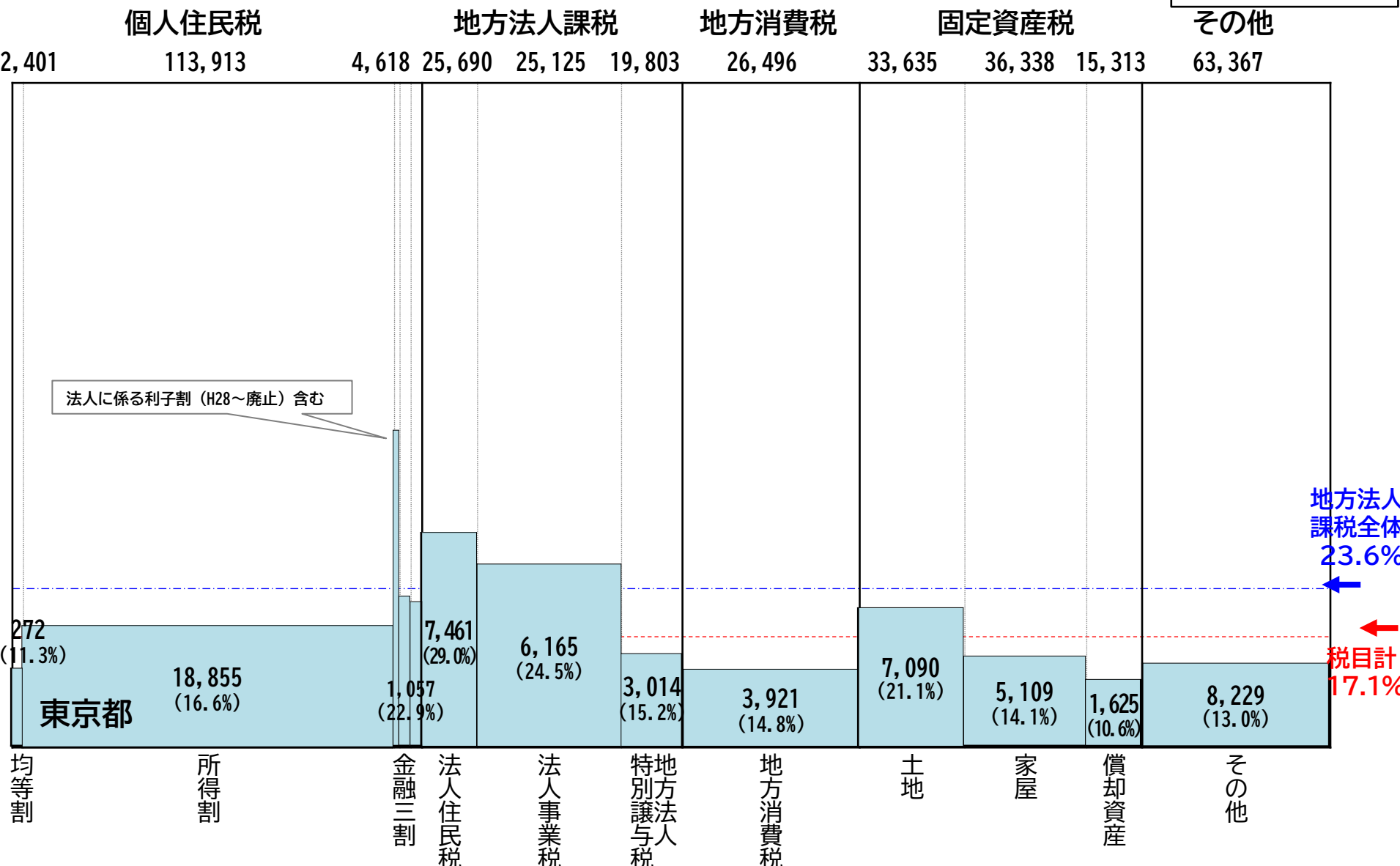
2 地方法人特別譲与税の原資である地方法人特別税は、都道府県が徴収する国税。

3 東京都の税収は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額である。

全国・東京都の地方税収(平成25年度決算)

全国計 (単位:億円)

計 36兆 6,699 億円



(注)1 税収額は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額である。地方消費税は清算後の額である。
 2 地方法人特別譲与税の原資である地方法人特別税は、都道府県が徴収する国税。
 3 東京都の税収は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額である。

大都市制度や東京都特有の税財政制度

1. 事務配分の特例

都は、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する。(地方自治法第281条の2)

(主な事務)

- ・ 上水道の整備、管理運営
- ・ 公共下水道の整備・管理運営
- ・ 消防に関する事務
- ・ 都市計画決定(上下水道、電気ガス供給施設、産業廃棄物処理施設、市場、と畜場等関係)

2. 地方税の特例

都は、特別区の存する区域において、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を課するものとし、法定外普通税、事業所税、都市計画税、法定外目的税を課することができる。

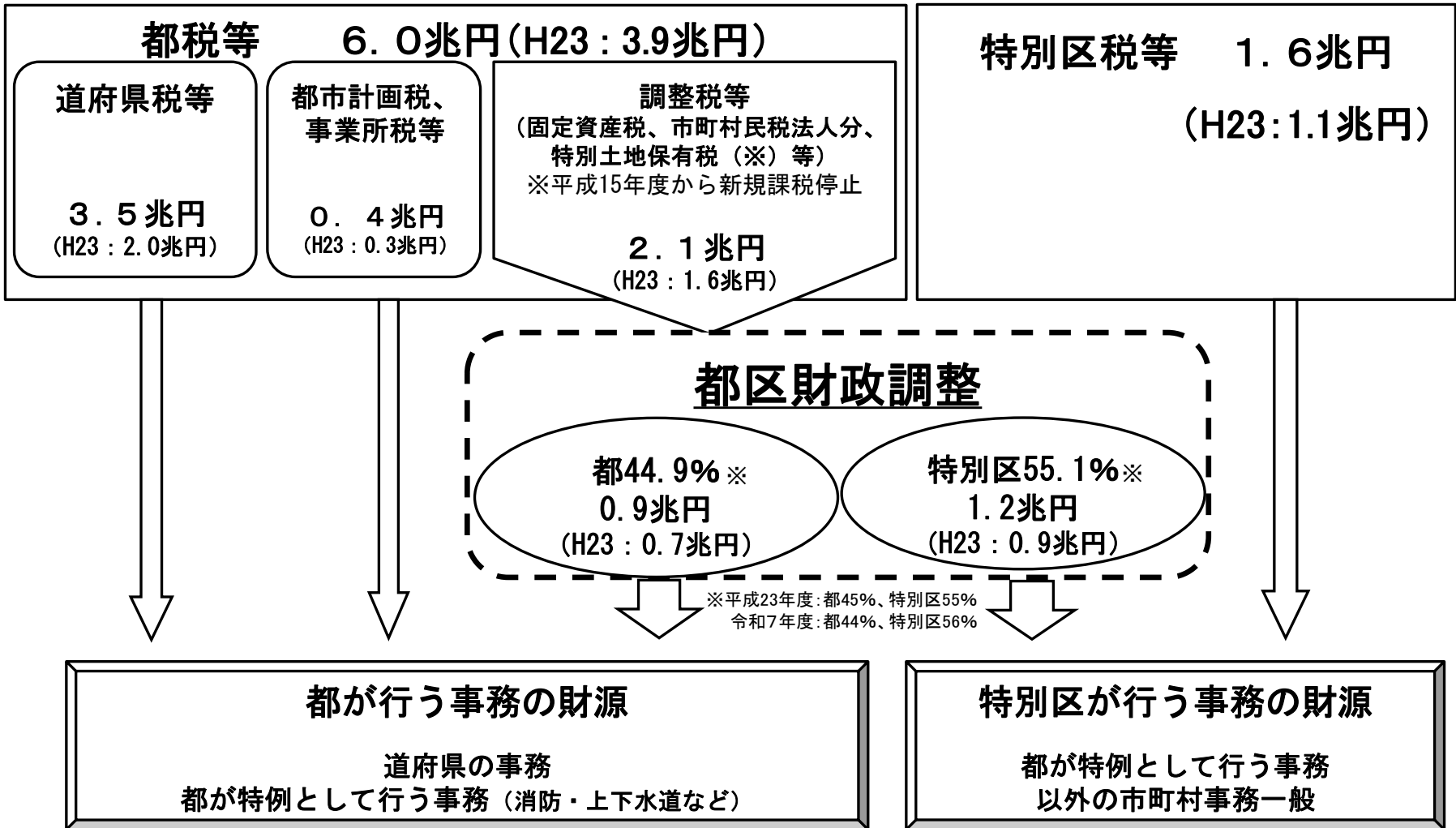
(地方税法第734条、第735条)

3. 都区財政調整

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の収入額の一定割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付する。(地方自治法第282条)

都区の税財源と都区財政調整制度の関係

※令和5年度決算額



(出所) 決算統計・特別区長会事務局資料を参考に作成

※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。

特別区財政調整交付金の仕組み

東京都

一般会計

○調整税等と交付金の総額
都が賦課徴収している調整税と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金との合算額の一定割合(55.1%)が、交付金の総額として特別区財政調整交付金の原資となる。

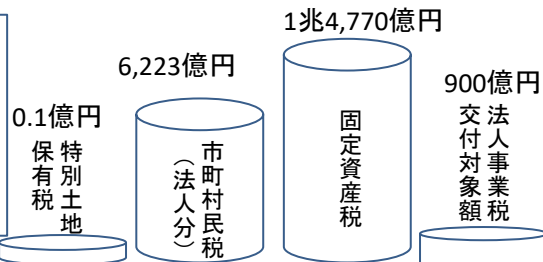
固定資産税減収補填特別交付金

2兆1,894億円

1兆2,160億円

55.1%

○1兆2,160億円には令和4年度分の精算額97億円を含む。



特別区財政調整会計

繰入れ

95%

1兆1,552億円

交付金総額
1兆2,160億円

5%

608億円

特別交付金
(5%分)

608億円

普通交付金
(95%分)

1兆1,552億円

特別区

普通交付金は、各区の基準財政需要額と基準財政収入額により算定

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金
ただし、基準財政収入額が基準財政需要額を超える区は不交付となる

普通交付金
1兆1,552億円

算定方法

特別区民税
たばこ税
地方消費税交付金
ほか
地方譲与税等 100%

85%

基準財政収入額
1兆3,822億円

算定方法

測定単位×補正係数
×単位費用

基準財政需要額
2兆5,374億円

○地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分について、基準財政収入額に100%算入される。

特別交付金は、災害等、基準財政需要額では算定されない特別の財政需要がある場合に交付

608億円

特別交付金

特別な財政需要